

0001 総則 > 制限行為能力・法人・物 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「未成年者・同意」について、学習メモ「未成年者の法律行為は「当然無効」ではなく、原則として取消可能である点が重要である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「処分を許した財産」について、学習メモ「未成年者保護と取引の柔軟性を調整する例外として、処分を許した財産がある。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「未成年者・同意」は妥当 / B「処分を許した財産」も妥当

イ．A「未成年者・同意」は妥当 / B「処分を許した財産」は不妥当

ウ．A「未成年者・同意」は不妥当 / B「処分を許した財産」は妥当

エ．A「未成年者・同意」は不妥当 / B「処分を許した財産」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：未成年者の法律行為は「当然無効」ではなく、原則として取消可能である点が重要である。Bの根拠：未成年者保護と取引の柔軟性を調整する例外として、処分を許した財産がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0002 総則 > 制限行為能力・法人・物 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「処分を許した財産」について、学習メモ「未成年者保護と取引の柔軟性を調整する例外として、処分を許した財産がある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「未成年者・営業許可」について、学習メモ「営業許可の効果は包括的だが、許可された営業の範囲に限られる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「処分を許した財産」は妥当 / B「未成年者・営業許可」も妥当

イ．A「処分を許した財産」は妥当 / B「未成年者・営業許可」は不妥当

ウ．A「処分を許した財産」は不妥当 / B「未成年者・営業許可」は妥当

エ．A「処分を許した財産」は不妥当 / B「未成年者・営業許可」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：未成年者保護と取引の柔軟性を調整する例外として、処分を許した財産がある。Bの根拠：営業許可の効果は包括的だが、許可された営業の範囲に限られる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0003

総則 > 制限行為能力・法人・物 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「未成年者・営業許可」について、学習メモ「営業許可の効果は包括的だが、許可された営業の範囲に限られる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「成年被後見人」について、学習メモ「成年被後見人については、日常生活行為の自律を確保する例外が明文で置かれている。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「未成年者・営業許可」は妥当 / B「成年被後見人」も妥当

イ．A「未成年者・営業許可」は妥当 / B「成年被後見人」は不妥当

ウ．A「未成年者・営業許可」は不妥当 / B「成年被後見人」は妥当

エ．A「未成年者・営業許可」は不妥当 / B「成年被後見人」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：営業許可の効果は包括的だが、許可された営業の範囲に限られる。 Bの根拠：成年被後見人については、日常生活行為の自律を確保する例外が明文で置かれている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0004

総則 > 制限行為能力・法人・物 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「成年被後見人」について、学習メモ「成年被後見人については、日常生活行為の自律を確保する例外が明文で置かれている。」を誤った整理として退ける。

B：論点「被保佐人・同意」について、学習メモ「被保佐人の同意対象は法律で重要行為が具体的に列挙されている。」を誤った整理として退ける。

ア．A「成年被後見人」は妥当 / B「被保佐人・同意」も妥当

イ．A「成年被後見人」は妥当 / B「被保佐人・同意」は不妥当

ウ．A「成年被後見人」は不妥当 / B「被保佐人・同意」は妥当

エ．A「成年被後見人」は不妥当 / B「被保佐人・同意」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：成年被後見人については、日常生活行為の自律を確保する例外が明文で置かれている。 Bの根拠：被保佐人の同意対象は法律で重要行為が具体的に列挙されている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0005

総則 > 制限行為能力・法人・物 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「被保佐人・同意」について、学習メモ「被保佐人の同意対象は法律で重要行為が具体的に列挙されている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「被補助人・同意権」について、学習メモ「補助制度は本人の残存能力に応じて必要な範囲だけ支援する仕組みである。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「被保佐人・同意」は妥当 / B「被補助人・同意権」も妥当
イ．A「被保佐人・同意」は妥当 / B「被補助人・同意権」は不妥当
ウ．A「被保佐人・同意」は不妥当 / B「被補助人・同意権」は妥当
エ．A「被保佐人・同意」は不妥当 / B「被補助人・同意権」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：被保佐人の同意対象は法律で重要行為が具体的に列挙されている。 Bの根拠：補助制度は本人の残存能力に応じて必要な範囲だけ支援する仕組みである。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0006

総則 > 制限行為能力・法人・物 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「被補助人・同意権」について、学習メモ「補助制度は本人の残存能力に応じて必要な範囲だけ支援する仕組みである。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「法人・能力」について、学習メモ「法人は独立した権利義務主体だが、その能力には法令・目的による限界がある。」を誤った整理として退ける。

ア．A「被補助人・同意権」は妥当 / B「法人・能力」も妥当
イ．A「被補助人・同意権」は妥当 / B「法人・能力」は不妥当
ウ．A「被補助人・同意権」は不妥当 / B「法人・能力」は妥当
エ．A「被補助人・同意権」は不妥当 / B「法人・能力」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：補助制度は本人の残存能力に応じて必要な範囲だけ支援する仕組みである。 Bの根拠：法人は独立した権利義務主体だが、その能力には法令・目的による限界がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0007

総則 > 制限行為能力・法人・物 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「法人・能力」について、学習メモ「法人は独立した権利義務主体だが、その能力には法令・目的による限界がある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「物・不動産動産」について、学習メモ「物の基本分類は、後の物権変動・对抗要件の理解の前提となる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「法人・能力」は妥当 / B「物・不動産動産」も妥当

イ．A「法人・能力」は妥当 / B「物・不動産動産」は不妥当

ウ．A「法人・能力」は不妥当 / B「物・不動産動産」は妥当

エ．A「法人・能力」は不妥当 / B「物・不動産動産」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：法人は独立した権利義務主体だが、その能力には法令・目的による限界がある。Bの根拠：物の基本分類は、後の物権変動・对抗要件の理解の前提となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0008

総則 > 制限行為能力・法人・物 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「物・不動産動産」について、学習メモ「物の基本分類は、後の物権変動・对抗要件の理解の前提となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「未成年者・同意」について、学習メモ「未成年者の法律行為は「当然無効」ではなく、原則として取消可能である点が重要である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「物・不動産動産」は妥当 / B「未成年者・同意」も妥当

イ．A「物・不動産動産」は妥当 / B「未成年者・同意」は不妥当

ウ．A「物・不動産動産」は不妥当 / B「未成年者・同意」は妥当

エ．A「物・不動産動産」は不妥当 / B「未成年者・同意」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：物の基本分類は、後の物権変動・对抗要件の理解の前提となる。Bの根拠：未成年者の法律行為は「当然無効」ではなく、原則として取消可能である点が重要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0009 総則 > 意思表示 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「心裡留保」について、学習メモ「心裡留保は、表意者の内心よりも相手方の信頼を重視する制度である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「通謀虚偽表示」について、学習メモ「通謀虚偽表示は当事者間で無効だが、善意第三者保護が別途問題となる。」を妥当な整理として扱う。
ア . A「心裡留保」は妥当 / B「通謀虚偽表示」も妥当
イ . A「心裡留保」は妥当 / B「通謀虚偽表示」は不妥当
ウ . A「心裡留保」は不妥当 / B「通謀虚偽表示」は妥当
エ . A「心裡留保」は不妥当 / B「通謀虚偽表示」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：心裡留保は、表意者の内心よりも相手方の信頼を重視する制度である。Bの根拠：通謀虚偽表示は当事者間で無効だが、善意第三者保護が別途問題となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0010 総則 > 意思表示 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「通謀虚偽表示」について、学習メモ「通謀虚偽表示は当事者間で無効だが、善意第三者保護が別途問題となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「通謀虚偽表示・第三者」について、学習メモ「94条2項は外観を作出した者と善意第三者の利益を調整する代表的規定である。」を誤った整理として退ける。
ア . A「通謀虚偽表示」は妥当 / B「通謀虚偽表示・第三者」も妥当
イ . A「通謀虚偽表示」は妥当 / B「通謀虚偽表示・第三者」は不妥当
ウ . A「通謀虚偽表示」は不妥当 / B「通謀虚偽表示・第三者」は妥当
エ . A「通謀虚偽表示」は不妥当 / B「通謀虚偽表示・第三者」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：通謀虚偽表示は当事者間で無効だが、善意第三者保護が別途問題となる。Bの根拠：94条2項は外観を作出した者と善意第三者の利益を調整する代表的規定である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0011総則 > 意思表示 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「通謀虚偽表示・第三者」について、学習メモ「94条2項は外観を作出した者と善意第三者の利益を調整する代表的規定である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「錯誤・重要性」について、学習メモ「改正民法では錯誤の効果が「無効」から「取消し」に整理されている。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「通謀虚偽表示・第三者」は妥当 / B「錯誤・重要性」も妥当

イ．A「通謀虚偽表示・第三者」は妥当 / B「錯誤・重要性」は不妥当

ウ．A「通謀虚偽表示・第三者」は不妥当 / B「錯誤・重要性」は妥当

エ．A「通謀虚偽表示・第三者」は不妥当 / B「錯誤・重要性」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：94条2項は外観を作出した者と善意第三者の利益を調整する代表的規定である。Bの根拠：改正民法では錯誤の効果が「無効」から「取消し」に整理されている。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0012総則 > 意思表示 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「錯誤・重要性」について、学習メモ「改正民法では錯誤の効果が「無効」から「取消し」に整理されている。」を誤った整理として退ける。

B：論点「基礎事情の錯誤」について、学習メモ「いわゆる動機の錯誤では、基礎事情が取引に取り込まれていることが重要である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「錯誤・重要性」は妥当 / B「基礎事情の錯誤」も妥当

イ．A「錯誤・重要性」は妥当 / B「基礎事情の錯誤」は不妥当

ウ．A「錯誤・重要性」は不妥当 / B「基礎事情の錯誤」は妥当

エ．A「錯誤・重要性」は不妥当 / B「基礎事情の錯誤」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：改正民法では錯誤の効果が「無効」から「取消し」に整理されている。Bの根拠：いわゆる動機の錯誤では、基礎事情が取引に取り込まれていることが重要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0013

総則 > 意思表示 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「基礎事情の錯誤」について、学習メモ「いわゆる動機の錯誤では、基礎事情が取引に取り込まれていることが重要である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「錯誤・重大な過失」について、学習メモ「錯誤では表意者の落ち度と相手方の帰責性を組み合わせて判断する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「基礎事情の錯誤」は妥当 / B「錯誤・重大な過失」も妥当

イ．A「基礎事情の錯誤」は妥当 / B「錯誤・重大な過失」は不妥当

ウ．A「基礎事情の錯誤」は不妥当 / B「錯誤・重大な過失」は妥当

エ．A「基礎事情の錯誤」は不妥当 / B「錯誤・重大な過失」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：いわゆる動機の錯誤では、基礎事情が取引に取り込まれていることが重要である。Bの根拠：錯誤では表意者の落ち度と相手方の帰責性を組み合わせて判断する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0014

総則 > 意思表示 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「錯誤・重大な過失」について、学習メモ「錯誤では表意者の落ち度と相手方の帰責性を組み合わせて判断する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「共通錯誤」について、学習メモ「共通錯誤は、相手方保護を優先する必要性が小さいため重過失制限の例外となる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「錯誤・重大な過失」は妥当 / B「共通錯誤」も妥当

イ．A「錯誤・重大な過失」は妥当 / B「共通錯誤」は不妥当

ウ．A「錯誤・重大な過失」は不妥当 / B「共通錯誤」は妥当

エ．A「錯誤・重大な過失」は不妥当 / B「共通錯誤」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：錯誤では表意者の落ち度と相手方の帰責性を組み合わせて判断する。Bの根拠：共通錯誤は、相手方保護を優先する必要性が小さいため重過失制限の例外となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0015 総則 > 意思表示 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「共通錯誤」について、学習メモ「共通錯誤は、相手方保護を優先する必要性が小さいため重過失制限の例外となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「錯誤・第三者」について、学習メモ「94条2項の虚偽表示と異なり、錯誤の第三者保護では「善意かつ無過失」が必要である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「共通錯誤」は妥当 / B「錯誤・第三者」も妥当

イ . A「共通錯誤」は妥当 / B「錯誤・第三者」は不妥当

ウ . A「共通錯誤」は不妥当 / B「錯誤・第三者」は妥当

エ . A「共通錯誤」は不妥当 / B「錯誤・第三者」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：共通錯誤は、相手方保護を優先する必要性が小さいため重過失制限の例外となる。Bの根拠：94条2項の虚偽表示と異なり、錯誤の第三者保護では「善意かつ無過失」が必要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0016 総則 > 意思表示 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「錯誤・第三者」について、学習メモ「94条2項の虚偽表示と異なり、錯誤の第三者保護では「善意かつ無過失」が必要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「第三者詐欺」について、学習メモ「第三者詐欺では、詐欺をしていない相手方の信頼も考慮される。」を誤った整理として退ける。

ア . A「錯誤・第三者」は妥当 / B「第三者詐欺」も妥当

イ . A「錯誤・第三者」は妥当 / B「第三者詐欺」は不妥当

ウ . A「錯誤・第三者」は不妥当 / B「第三者詐欺」は妥当

エ . A「錯誤・第三者」は不妥当 / B「第三者詐欺」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：94条2項の虚偽表示と異なり、錯誤の第三者保護では「善意かつ無過失」が必要である。Bの根拠：第三者詐欺では、詐欺をしていない相手方の信頼も考慮される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0017 総則 > 意思表示 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「第三者詐欺」について、学習メモ「第三者詐欺では、詐欺をしていない相手方の信頼も考慮される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「詐欺・強迫・第三者」について、学習メモ「詐欺と強迫では第三者保護の扱いが異なるため、条文上の対象を正確に区別する必要がある。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「第三者詐欺」は妥当 / B「詐欺・強迫・第三者」も妥当

イ．A「第三者詐欺」は妥当 / B「詐欺・強迫・第三者」は不妥当

ウ．A「第三者詐欺」は不妥当 / B「詐欺・強迫・第三者」は妥当

エ．A「第三者詐欺」は不妥当 / B「詐欺・強迫・第三者」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：第三者詐欺では、詐欺をしていない相手方の信頼も考慮される。 Bの根拠：詐欺と強迫では第三者保護の扱いが異なるため、条文上の対象を正確に区別する必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0018 総則 > 意思表示 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「詐欺・強迫・第三者」について、学習メモ「詐欺と強迫では第三者保護の扱いが異なるため、条文上の対象を正確に区別する必要がある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「到達主義」について、学習メモ「契約解除など相手方のある意思表示では、原則として到達時が基準となる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「詐欺・強迫・第三者」は妥当 / B「到達主義」も妥当

イ．A「詐欺・強迫・第三者」は妥当 / B「到達主義」は不妥当

ウ．A「詐欺・強迫・第三者」は不妥当 / B「到達主義」は妥当

エ．A「詐欺・強迫・第三者」は不妥当 / B「到達主義」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：詐欺と強迫では第三者保護の扱いが異なるため、条文上の対象を正確に区別する必要がある。 Bの根拠：契約解除など相手方のある意思表示では、原則として到達時が基準となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0019

総則 > 意思表示 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「到達主義」について、学習メモ「契約解除など相手方のある意思表示では、原則として到達時が基準となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「意思表示・受領能力」について、学習メモ「意思表示の受領能力は、到達主義を受領者保護の観点から修正する制度である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「到達主義」は妥当 / B「意思表示・受領能力」も妥当

イ．A「到達主義」は妥当 / B「意思表示・受領能力」は不妥当

ウ．A「到達主義」は不妥当 / B「意思表示・受領能力」は妥当

エ．A「到達主義」は不妥当 / B「意思表示・受領能力」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：契約解除など相手方のある意思表示では、原則として到達時が基準となる。Bの根拠：意思表示の受領能力は、到達主義を受領者保護の観点から修正する制度である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0020

総則 > 意思表示 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「意思表示・受領能力」について、学習メモ「意思表示の受領能力は、到達主義を受領者保護の観点から修正する制度である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「心裡留保」について、学習メモ「心裡留保は、表意者の内心よりも相手方の信頼を重視する制度である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「意思表示・受領能力」は妥当 / B「心裡留保」も妥当

イ．A「意思表示・受領能力」は妥当 / B「心裡留保」は不妥当

ウ．A「意思表示・受領能力」は不妥当 / B「心裡留保」は妥当

エ．A「意思表示・受領能力」は不妥当 / B「心裡留保」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：意思表示の受領能力は、到達主義を受領者保護の観点から修正する制度である。Bの根拠：心裡留保は、表意者の内心よりも相手方の信頼を重視する制度である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0021 総則 > 代理 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「代理・顕名」について、学習メモ「代理制度では代理人が法律行為を行い、その法律効果が本人に直接帰属する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「顕名なし」について、学習メモ「顕名は代理行為を本人に帰属させる重要な要件だが、相手方の認識による例外がある。」を妥当な整理として扱う。
ア . A「代理・顕名」は妥当 / B「顕名なし」も妥当
イ . A「代理・顕名」は妥当 / B「顕名なし」は不妥当
ウ . A「代理・顕名」は不妥当 / B「顕名なし」は妥当
エ . A「代理・顕名」は不妥当 / B「顕名なし」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：代理制度では代理人が法律行為を行い、その法律効果が本人に直接帰属する。Bの根拠：顕名は代理行為を本人に帰属させる重要な要件だが、相手方の認識による例外がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0022 総則 > 代理 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「顕名なし」について、学習メモ「顕名は代理行為を本人に帰属させる重要な要件だが、相手方の認識による例外がある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「代理行為の瑕疵」について、学習メモ「代理では「誰の認識を基準にするか」が頻出論点である。」を誤った整理として退ける。
ア . A「顕名なし」は妥当 / B「代理行為の瑕疵」も妥当
イ . A「顕名なし」は妥当 / B「代理行為の瑕疵」は不妥当
ウ . A「顕名なし」は不妥当 / B「代理行為の瑕疵」は妥当
エ . A「顕名なし」は不妥当 / B「代理行為の瑕疵」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：顕名は代理行為を本人に帰属させる重要な要件だが、相手方の認識による例外がある。Bの根拠：代理では「誰の認識を基準にするか」が頻出論点である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0023

総則 > 代理 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「代理行為の瑕疵」について、学習メモ「代理では「誰の認識を基準にするか」が頻出論点である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「代理人の行為能力」について、学習メモ「法律効果は本人に帰属するため、代理人自身の行為能力は必須とされていない。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「代理行為の瑕疵」は妥当 / B「代理人の行為能力」も妥当

イ．A「代理行為の瑕疵」は妥当 / B「代理人の行為能力」は不妥当

ウ．A「代理行為の瑕疵」は不妥当 / B「代理人の行為能力」は妥当

エ．A「代理行為の瑕疵」は不妥当 / B「代理人の行為能力」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：代理では「誰の認識を基準にするか」が頻出論点である。Bの根拠：法律効果は本人に帰属するため、代理人自身の行為能力は必須とされていない。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0024

総則 > 代理 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「代理人の行為能力」について、学習メモ「法律効果は本人に帰属するため、代理人自身の行為能力は必須とされていない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「権限不明代理」について、学習メモ「代理権の範囲が不明な場合は、本人財産の保全を優先した限定権限となる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「代理人の行為能力」は妥当 / B「権限不明代理」も妥当

イ．A「代理人の行為能力」は妥当 / B「権限不明代理」は不妥当

ウ．A「代理人の行為能力」は不妥当 / B「権限不明代理」は妥当

エ．A「代理人の行為能力」は不妥当 / B「権限不明代理」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：法律効果は本人に帰属するため、代理人自身の行為能力は必須とされていない。Bの根拠：代理権の範囲が不明な場合は、本人財産の保全を優先した限定権限となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0025 総則 > 代理 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「権限不明代理」について、学習メモ「代理権の範囲が不明な場合は、本人財産の保全を優先した限定権限となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「自己契約・双方代理」について、学習メモ「自己契約・双方代理は利益相反を防止する規定で、事前許諾等により例外が認められる。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「権限不明代理」は妥当 / B「自己契約・双方代理」も妥当
イ．A「権限不明代理」は妥当 / B「自己契約・双方代理」は不妥当
ウ．A「権限不明代理」は不妥当 / B「自己契約・双方代理」は妥当
エ．A「権限不明代理」は不妥当 / B「自己契約・双方代理」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：代理権の範囲が不明な場合は、本人財産の保全を優先した限定権限となる。 Bの根拠：自己契約・双方代理は利益相反を防止する規定で、事前許諾等により例外が認められる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0026 総則 > 代理 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「自己契約・双方代理」について、学習メモ「自己契約・双方代理は利益相反を防止する規定で、事前許諾等により例外が認められる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「表見代理109条」について、学習メモ「本人自身が外観を作出した場合、善意無過失の第三者の信頼を保護する。」を誤った整理として退ける。
ア．A「自己契約・双方代理」は妥当 / B「表見代理109条」も妥当
イ．A「自己契約・双方代理」は妥当 / B「表見代理109条」は不妥当
ウ．A「自己契約・双方代理」は不妥当 / B「表見代理109条」は妥当
エ．A「自己契約・双方代理」は不妥当 / B「表見代理109条」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：自己契約・双方代理は利益相反を防止する規定で、事前許諾等により例外が認められる。 Bの根拠：本人自身が外観を作出した場合、善意無過失の第三者の信頼を保護する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0027 総則 > 代理 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「表見代理109条」について、学習メモ「本人自身が外観を作出した場合、善意無過失の第三者の信頼を保護する。」を誤った整理として退ける。
B：論点「表見代理110条」について、学習メモ「110条では、基本代理権の存在と第三者の正当な信頼が中心となる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「表見代理109条」は妥当 / B「表見代理110条」も妥当
イ．A「表見代理109条」は妥当 / B「表見代理110条」は不妥当
ウ．A「表見代理109条」は不妥当 / B「表見代理110条」は妥当
エ．A「表見代理109条」は不妥当 / B「表見代理110条」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：本人自身が外観を作出した場合、善意無過失の第三者の信頼を保護する。Bの根拠：110条では、基本代理権の存在と第三者の正当な信頼が中心となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0028 総則 > 代理 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「表見代理110条」について、学習メモ「110条では、基本代理権の存在と第三者の正当な信頼が中心となる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「表見代理112条」について、学習メモ「代理権が過去に存在したことから生じる外観への信頼を一定範囲で保護する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「表見代理110条」は妥当 / B「表見代理112条」も妥当
イ．A「表見代理110条」は妥当 / B「表見代理112条」は不妥当
ウ．A「表見代理110条」は不妥当 / B「表見代理112条」は妥当
エ．A「表見代理110条」は不妥当 / B「表見代理112条」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：110条では、基本代理権の存在と第三者の正当な信頼が中心となる。Bの根拠：代理権が過去に存在したことから生じる外観への信頼を一定範囲で保護する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0029 総則 > 代理 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「表見代理112条」について、学習メモ「代理権が過去に存在したことから生じる外観への信頼を一定範囲で保護する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「無権代理」について、学習メモ「無権代理では、本人の追認権と相手方の催告・取消しによって不安定な法律関係を整理する。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「表見代理112条」は妥当 / B「無権代理」も妥当
イ．A「表見代理112条」は妥当 / B「無権代理」は不妥当
ウ．A「表見代理112条」は不妥当 / B「無権代理」は妥当
エ．A「表見代理112条」は不妥当 / B「無権代理」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：代理権が過去に存在したことから生じる外観への信頼を一定範囲で保護する。Bの根拠：無権代理では、本人の追認権と相手方の催告・取消しによって不安定な法律関係を整理する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0030 総則 > 代理 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「無権代理」について、学習メモ「無権代理では、本人の追認権と相手方の催告・取消しによって不安定な法律関係を整理する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「代理・顕名」について、学習メモ「代理制度では代理人が法律行為を行い、その法律効果が本人に直接帰属する。」を誤った整理として退ける。
ア．A「無権代理」は妥当 / B「代理・顕名」も妥当
イ．A「無権代理」は妥当 / B「代理・顕名」は不妥当
ウ．A「無権代理」は不妥当 / B「代理・顕名」は妥当
エ．A「無権代理」は不妥当 / B「代理・顕名」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：無権代理では、本人の追認権と相手方の催告・取消しによって不安定な法律関係を整理する。Bの根拠：代理制度では代理人が法律行為を行い、その法律効果が本人に直接帰属する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0031 時効・物権 > 時効 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「時効援用」について、学習メモ「時効は期間経過だけで裁判上自動適用されるのではなく、援用が必要である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「時効利益の放棄」について、学習メモ「時効利益の事前放棄を認めると制度が空洞化するため禁止されている。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「時効援用」は妥当 / B「時効利益の放棄」も妥当
イ．A「時効援用」は妥当 / B「時効利益の放棄」は不妥当
ウ．A「時効援用」は不妥当 / B「時効利益の放棄」は妥当
エ．A「時効援用」は不妥当 / B「時効利益の放棄」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：時効は期間経過だけで裁判上自動適用されるのではなく、援用が必要である。Bの根拠：時効利益の事前放棄を認めると制度が空洞化するため禁止されている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0032 時効・物権 > 時効 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「時効利益の放棄」について、学習メモ「時効利益の事前放棄を認めると制度が空洞化するため禁止されている。」を誤った整理として退ける。
B：論点「裁判上の請求」について、学習メモ「「完成猶予」と「更新」を区別して理解することが重要である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「時効利益の放棄」は妥当 / B「裁判上の請求」も妥当
イ．A「時効利益の放棄」は妥当 / B「裁判上の請求」は不妥当
ウ．A「時効利益の放棄」は不妥当 / B「裁判上の請求」は妥当
エ．A「時効利益の放棄」は不妥当 / B「裁判上の請求」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：時効利益の事前放棄を認めると制度が空洞化するため禁止されている。Bの根拠：「完成猶予」と「更新」を区別して理解することが重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0033 時効・物権 > 時効 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「裁判上の請求」について、学習メモ「完成猶予」と「更新」を区別して理解することが重要である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「催告」について、学習メモ「催告は、訴訟等の本格的手続に移るための一時的な完成猶予として機能する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「裁判上の請求」は妥当 / B「催告」も妥当
イ．A「裁判上の請求」は妥当 / B「催告」は不妥当
ウ．A「裁判上の請求」は不妥当 / B「催告」は妥当
エ．A「裁判上の請求」は不妥当 / B「催告」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：「完成猶予」と「更新」を区別して理解することが重要である。Bの根拠：催告は、訴訟等の本格的手続に移るための一時的な完成猶予として機能する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0034 時効・物権 > 時効 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「催告」について、学習メモ「催告は、訴訟等の本格的手続に移るための一時的な完成猶予として機能する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「再度の催告」について、学習メモ「催告の反復だけで時効を半永久的に止めることはできない。」を誤った整理として退ける。

ア．A「催告」は妥当 / B「再度の催告」も妥当
イ．A「催告」は妥当 / B「再度の催告」は不妥当
ウ．A「催告」は不妥当 / B「再度の催告」は妥当
エ．A「催告」は不妥当 / B「再度の催告」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：催告は、訴訟等の本格的手続に移るための一時的な完成猶予として機能する。Bの根拠：催告の反復だけで時効を半永久的に止めることはできない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0035

時効・物権 > 時効 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「再度の催告」について、学習メモ「催告の反復だけで時効を半永久的に止めることはできない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「承認」について、学習メモ「一部弁済などが権利の承認に当たり得る場面もあり、実務上重要である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「再度の催告」は妥当 / B「承認」も妥当

イ．A「再度の催告」は妥当 / B「承認」は不妥当

ウ．A「再度の催告」は不妥当 / B「承認」は妥当

エ．A「再度の催告」は不妥当 / B「承認」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：催告の反復だけで時効を半永久的に止めることはできない。Bの根拠：一部弁済などが権利の承認に当たり得る場面もあり、実務上重要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0036

時効・物権 > 時効 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「承認」について、学習メモ「一部弁済などが権利の承認に当たり得る場面もあり、実務上重要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「取得時効20年」について、学習メモ「20年取得時効と10年取得時効では、占有開始時の善意無過失の要否が異なる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「承認」は妥当 / B「取得時効20年」も妥当

イ．A「承認」は妥当 / B「取得時効20年」は不妥当

ウ．A「承認」は不妥当 / B「取得時効20年」は妥当

エ．A「承認」は不妥当 / B「取得時効20年」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：一部弁済などが権利の承認に当たり得る場面もあり、実務上重要である。Bの根拠：20年取得時効と10年取得時効では、占有開始時の善意無過失の要否が異なる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0037

時効・物権 > 時効 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「取得時効20年」について、学習メモ「20年取得時効と10年取得時効では、占有開始時の善意無過失の要否が異なる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「取得時効10年」について、学習メモ「短期取得時効では「占有開始時」の主観・注意義務が基準となる。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「取得時効20年」は妥当 / B「取得時効10年」も妥当
イ . A「取得時効20年」は妥当 / B「取得時効10年」は不妥当
ウ . A「取得時効20年」は不妥当 / B「取得時効10年」は妥当
エ . A「取得時効20年」は不妥当 / B「取得時効10年」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：20年取得時効と10年取得時効では、占有開始時の善意無過失の要否が異なる。 Bの根拠：短期取得時効では「占有開始時」の主観・注意義務が基準となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0038

時効・物権 > 時効 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「取得時効10年」について、学習メモ「短期取得時効では「占有開始時」の主観・注意義務が基準となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「消滅時効5年10年」について、学習メモ「2020年施行の改正で、一般債権の消滅時効は主観5年・客観10年に整理された。」を誤った整理として退ける。

ア . A「取得時効10年」は妥当 / B「消滅時効5年10年」も妥当
イ . A「取得時効10年」は妥当 / B「消滅時効5年10年」は不妥当
ウ . A「取得時効10年」は不妥当 / B「消滅時効5年10年」は妥当
エ . A「取得時効10年」は不妥当 / B「消滅時効5年10年」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：短期取得時効では「占有開始時」の主観・注意義務が基準となる。 Bの根拠：2020年施行の改正で、一般債権の消滅時効は主観5年・客観10年に整理された。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0039 時効・物権 > 時効 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「消滅時効5年10年」について、学習メモ「2020年施行の改正で、一般債権の消滅時効は主観5年・客観10年に整理された。」を誤った整理として退ける。
B：論点「取得時効・占有中止」について、学習メモ「取得時効は継続占有を前提とするため、占有の中止・喪失が重要となる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「消滅時効5年10年」は妥当 / B「取得時効・占有中止」も妥当
イ．A「消滅時効5年10年」は妥当 / B「取得時効・占有中止」は不妥当
ウ．A「消滅時効5年10年」は不妥当 / B「取得時効・占有中止」は妥当
エ．A「消滅時効5年10年」は不妥当 / B「取得時効・占有中止」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：2020年施行の改正で、一般債権の消滅時効は主観5年・客観10年に整理された。 Bの根拠：取得時効は継続占有を前提とするため、占有の中止・喪失が重要となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0040 時効・物権 > 時効 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「取得時効・占有中止」について、学習メモ「取得時効は継続占有を前提とするため、占有の中止・喪失が重要となる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「時効援用」について、学習メモ「時効は期間経過だけで裁判上自動適用されるのではなく、援用が必要である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「取得時効・占有中止」は妥当 / B「時効援用」も妥当
イ．A「取得時効・占有中止」は妥当 / B「時効援用」は不妥当
ウ．A「取得時効・占有中止」は不妥当 / B「時効援用」は妥当
エ．A「取得時効・占有中止」は不妥当 / B「時効援用」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：取得時効は継続占有を前提とするため、占有の中止・喪失が重要となる。 Bの根拠：時効は期間経過だけで裁判上自動適用されるのではなく、援用が必要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0041

時効・物権 > 物権変動・対抗要件 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「物権変動・意思主義」について、学習メモ「物権変動の成立と第三者への対抗要件を区別することが重要である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「不動産・登記」について、学習メモ「不動産物権変動では「成立は意思表示、第三者対抗は登記」という二段階を理解する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「物権変動・意思主義」は妥当 / B「不動産・登記」も妥当
イ．A「物権変動・意思主義」は妥当 / B「不動産・登記」は不妥当
ウ．A「物権変動・意思主義」は不妥当 / B「不動産・登記」は妥当
エ．A「物権変動・意思主義」は不妥当 / B「不動産・登記」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：物権変動の成立と第三者への対抗要件を区別することが重要である。Bの根拠：不動産物権変動では「成立は意思表示、第三者対抗は登記」という二段階を理解する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0042

時効・物権 > 物権変動・対抗要件 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「不動産・登記」について、学習メモ「不動産物権変動では「成立は意思表示、第三者対抗は登記」という二段階を理解する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「動産・引渡し」について、学習メモ「動産は原則として引渡しが第三者対抗要件となる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「不動産・登記」は妥当 / B「動産・引渡し」も妥当
イ．A「不動産・登記」は妥当 / B「動産・引渡し」は不妥当
ウ．A「不動産・登記」は不妥当 / B「動産・引渡し」は妥当
エ．A「不動産・登記」は不妥当 / B「動産・引渡し」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：不動産物権変動では「成立は意思表示、第三者対抗は登記」という二段階を理解する。Bの根拠：動産は原則として引渡しが第三者対抗要件となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0043

時効・物権 > 物権変動・対抗要件 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「動産・引渡し」について、学習メモ「動産は原則として引渡しが第三者対抗要件となる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「不動産二重譲渡」について、学習メモ「二重譲渡は「意思表示による物権変動」と「登記による対抗」の関係を典型的に問う。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「動産・引渡し」は妥当 / B「不動産二重譲渡」も妥当
イ．A「動産・引渡し」は妥当 / B「不動産二重譲渡」は不妥当
ウ．A「動産・引渡し」は不妥当 / B「不動産二重譲渡」は妥当
エ．A「動産・引渡し」は不妥当 / B「不動産二重譲渡」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：動産は原則として引渡しが第三者対抗要件となる。Bの根拠：二重譲渡は「意思表示による物権変動」と「登記による対抗」の関係を典型的に問う。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0044

時効・物権 > 物権変動・対抗要件 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「不動産二重譲渡」について、学習メモ「二重譲渡は「意思表示による物権変動」と「登記による対抗」の関係を典型的に問う。」を誤った整理として退ける。
B：論点「当事者と第三者の区別」について、学習メモ「177条の「第三者」に売主自身は通常含まれず、当事者間では登記がなくても物権変動を主張できる。」を誤った整理として退ける。
ア．A「不動産二重譲渡」は妥当 / B「当事者と第三者の区別」も妥当
イ．A「不動産二重譲渡」は妥当 / B「当事者と第三者の区別」は不妥当
ウ．A「不動産二重譲渡」は不妥当 / B「当事者と第三者の区別」は妥当
エ．A「不動産二重譲渡」は不妥当 / B「当事者と第三者の区別」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：二重譲渡は「意思表示による物権変動」と「登記による対抗」の関係を典型的に問う。Bの根拠：177条の「第三者」に売主自身は通常含まれず、当事者間では登記がなくても物権変動を主張できる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0045

時効・物権 > 物権変動・對抗要件 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「当事者と第三者の区別」について、学習メモ「177条の「第三者」に売主自身は通常含まれず、当事者間では登記がなくても物権変動を主張できる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「相続人・包括承継」について、学習メモ「「第三者」に当たるかは、単に当事者以外かではなく、登記欠缺を主張する独立の利益を有するかで考える。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「当事者と第三者の区別」は妥当 / B「相続人・包括承継」も妥当
イ．A「当事者と第三者の区別」は妥当 / B「相続人・包括承継」は不妥当
ウ．A「当事者と第三者の区別」は不妥当 / B「相続人・包括承継」は妥当
エ．A「当事者と第三者の区別」は不妥当 / B「相続人・包括承継」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：177条の「第三者」に売主自身は通常含まれず、当事者間では登記がなくても物権変動を主張できる。 Bの根拠：「第三者」に当たるかは、単に当事者以外かではなく、登記欠缺を主張する独立の利益を有するかで考える。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0046

時効・物権 > 物権変動・對抗要件 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「相続人・包括承継」について、学習メモ「「第三者」に当たるかは、単に当事者以外かではなく、登記欠缺を主張する独立の利益を有するかで考える。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「即時取得」について、学習メモ「即時取得は動産の公示の不完全さを補い、取引安全を保護する制度である。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「相続人・包括承継」は妥当 / B「即時取得」も妥当
イ．A「相続人・包括承継」は妥当 / B「即時取得」は不妥当
ウ．A「相続人・包括承継」は不妥当 / B「即時取得」は妥当
エ．A「相続人・包括承継」は不妥当 / B「即時取得」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：「第三者」に当たるかは、単に当事者以外かではなく、登記欠缺を主張する独立の利益を有するかで考える。 Bの根拠：即時取得は動産の公示の不完全さを補い、取引安全を保護する制度である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0047

時効・物権 > 物権変動・對抗要件 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「即時取得」について、学習メモ「即時取得は動産の公示の不完全さを補い、取引安全を保護する制度である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「盗品遺失物・回復」について、学習メモ「動産取引安全と元の権利者保護を調整するため、盗品・遺失物には即時取得の特則がある。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「即時取得」は妥当 / B「盗品遺失物・回復」も妥当
イ．A「即時取得」は妥当 / B「盗品遺失物・回復」は不妥当
ウ．A「即時取得」は不妥当 / B「盗品遺失物・回復」は妥当
エ．A「即時取得」は不妥当 / B「盗品遺失物・回復」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：即時取得は動産の公示の不完全さを補い、取引安全を保護する制度である。Bの根拠：動産取引安全と元の権利者保護を調整するため、盗品・遺失物には即時取得の特則がある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0048

時効・物権 > 物権変動・對抗要件 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「盗品遺失物・回復」について、学習メモ「動産取引安全と元の権利者保護を調整するため、盗品・遺失物には即時取得の特則がある。」を誤った整理として退ける。
B：論点「簡易の引渡し」について、学習メモ「動産の引渡しには現実の引渡し以外にも複数の観念的引渡しがある。」を誤った整理として退ける。
ア．A「盗品遺失物・回復」は妥当 / B「簡易の引渡し」も妥当
イ．A「盗品遺失物・回復」は妥当 / B「簡易の引渡し」は不妥当
ウ．A「盗品遺失物・回復」は不妥当 / B「簡易の引渡し」は妥当
エ．A「盗品遺失物・回復」は不妥当 / B「簡易の引渡し」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：動産取引安全と元の権利者保護を調整するため、盗品・遺失物には即時取得の特則がある。Bの根拠：動産の引渡しには現実の引渡し以外にも複数の観念的引渡しがある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0049

時効・物権 > 物権変動・對抗要件 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「簡易の引渡し」について、学習メモ「動産の引渡しには現実の引渡し以外にも複数の観念的引渡しがある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「占有改定」について、学習メモ「占有改定は譲渡人が物を手元に残したまま占有を移転する方法である。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「簡易の引渡し」は妥当 / B「占有改定」も妥当
イ．A「簡易の引渡し」は妥当 / B「占有改定」は不妥当
ウ．A「簡易の引渡し」は不妥当 / B「占有改定」は妥当
エ．A「簡易の引渡し」は不妥当 / B「占有改定」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：動産の引渡しには現実の引渡し以外にも複数の観念的引渡しがある。Bの根拠：占有改定は譲渡人が物を手元に残したまま占有を移転する方法である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0050

時効・物権 > 物権変動・對抗要件 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「占有改定」について、学習メモ「占有改定は譲渡人が物を手元に残したまま占有を移転する方法である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「指図による占有移転」について、学習メモ「指図による占有移転は、第三者が物を所持している取引で重要な公示方法である。」を誤った整理として退ける。
ア．A「占有改定」は妥当 / B「指図による占有移転」も妥当
イ．A「占有改定」は妥当 / B「指図による占有移転」は不妥当
ウ．A「占有改定」は不妥当 / B「指図による占有移転」は妥当
エ．A「占有改定」は不妥当 / B「指図による占有移転」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：占有改定は譲渡人が物を手元に残したまま占有を移転する方法である。Bの根拠：指図による占有移転は、第三者が物を所持している取引で重要な公示方法である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0051 時効・物権 > 物権変動・対抗要件 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「指図による占有移転」について、学習メモ「指図による占有移転は、第三者が物を所持している取引で重要な公示方法である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「物権法定主義」について、学習メモ「物権は第三者にも強い効力を及ぼすため、その種類を法律で限定している。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「指図による占有移転」は妥当 / B「物権法定主義」も妥当
イ．A「指図による占有移転」は妥当 / B「物権法定主義」は不妥当
ウ．A「指図による占有移転」は不妥当 / B「物権法定主義」は妥当
エ．A「指図による占有移転」は不妥当 / B「物権法定主義」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：指図による占有移転は、第三者が物を所持している取引で重要な公示方法である。Bの根拠：物権は第三者にも強い効力を及ぼすため、その種類を法律で限定している。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0052 時効・物権 > 物権変動・対抗要件 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「物権法定主義」について、学習メモ「物権は第三者にも強い効力を及ぼすため、その種類を法律で限定している。」を誤った整理として退ける。
B：論点「物権変動・意思主義」について、学習メモ「物権変動の成立と第三者への対抗要件を区別することが重要である。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「物権法定主義」は妥当 / B「物権変動・意思主義」も妥当
イ．A「物権法定主義」は妥当 / B「物権変動・意思主義」は不妥当
ウ．A「物権法定主義」は不妥当 / B「物権変動・意思主義」は妥当
エ．A「物権法定主義」は不妥当 / B「物権変動・意思主義」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：物権は第三者にも強い効力を及ぼすため、その種類を法律で限定している。Bの根拠：物権変動の成立と第三者への対抗要件を区別することが重要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0053

時効・物権 > 占有・所有・共有 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「占有権取得」について、学習メモ「占有は事実的支配を基礎とする権利で、所有権とは区別される。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「占有の推定」について、学習メモ「取得時効などでは、占有の態様に関する推定が立証負担に影響する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「占有権取得」は妥当 / B「占有の推定」も妥当
イ．A「占有権取得」は妥当 / B「占有の推定」は不妥当
ウ．A「占有権取得」は不妥当 / B「占有の推定」は妥当
エ．A「占有権取得」は不妥当 / B「占有の推定」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：占有は事実的支配を基礎とする権利で、所有権とは区別される。Bの根拠：取得時効などでは、占有の態様に関する推定が立証負担に影響する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0054

時効・物権 > 占有・所有・共有 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「占有の推定」について、学習メモ「取得時効などでは、占有の態様に関する推定が立証負担に影響する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「善意占有・果実」について、学習メモ「占有者の善意・悪意により果実返還義務の扱いが異なる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「占有の推定」は妥当 / B「善意占有・果実」も妥当
イ．A「占有の推定」は妥当 / B「善意占有・果実」は不妥当
ウ．A「占有の推定」は不妥当 / B「善意占有・果実」は妥当
エ．A「占有の推定」は不妥当 / B「善意占有・果実」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：取得時効などでは、占有の態様に関する推定が立証負担に影響する。Bの根拠：占有者の善意・悪意により果実返還義務の扱いが異なる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0055

時効・物権 > 占有・所有・共有 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「善意占有・果実」について、学習メモ「占有者の善意・悪意により果実返還義務の扱いが異なる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「悪意占有・果実」について、学習メモ「本権者保護のため、悪意占有者には厳しい果実返還義務が課される。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「善意占有・果実」は妥当 / B「悪意占有・果実」も妥当
イ．A「善意占有・果実」は妥当 / B「悪意占有・果実」は不妥当
ウ．A「善意占有・果実」は不妥当 / B「悪意占有・果実」は妥当
エ．A「善意占有・果実」は不妥当 / B「悪意占有・果実」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：占有者の善意・悪意により果実返還義務の扱いが異なる。Bの根拠：本権者保護のため、悪意占有者には厳しい果実返還義務が課される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0056

時効・物権 > 占有・所有・共有 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「悪意占有・果実」について、学習メモ「本権者保護のため、悪意占有者には厳しい果実返還義務が課される。」を誤った整理として退ける。
B：論点「占有者・費用償還」について、学習メモ「必要費と有益費では償還要件・範囲が異なるため整理が必要である。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「悪意占有・果実」は妥当 / B「占有者・費用償還」も妥当
イ．A「悪意占有・果実」は妥当 / B「占有者・費用償還」は不妥当
ウ．A「悪意占有・果実」は不妥当 / B「占有者・費用償還」は妥当
エ．A「悪意占有・果実」は不妥当 / B「占有者・費用償還」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：本権者保護のため、悪意占有者には厳しい果実返還義務が課される。Bの根拠：必要費と有益費では償還要件・範囲が異なるため整理が必要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0057

時効・物権 > 占有・所有・共有 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「占有者・費用償還」について、学習メモ「必要費と有益費では償還要件・範囲が異なるため整理が必要である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「共有物・使用」について、学習メモ「2023年施行の共有制度見直しで、持分超過使用の対価義務等が明文化された。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「占有者・費用償還」は妥当 / B「共有物・使用」も妥当

イ . A「占有者・費用償還」は妥当 / B「共有物・使用」は不妥当

ウ . A「占有者・費用償還」は不妥当 / B「共有物・使用」は妥当

エ . A「占有者・費用償還」は不妥当 / B「共有物・使用」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：必要費と有益費では償還要件・範囲が異なるため整理が必要である。 Bの根拠：2023年施行の共有制度見直しで、持分超過使用の対価義務等が明文化された。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0058

時効・物権 > 占有・所有・共有 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「共有物・使用」について、学習メモ「2023年施行の共有制度見直しで、持分超過使用の対価義務等が明文化された。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「共有物・変更管理保存」について、学習メモ「共有物の意思決定は「変更・管理・保存」の区別が核心で、2023年改正により軽微変更等が整理された。」を誤った整理として退ける。

ア . A「共有物・使用」は妥当 / B「共有物・変更管理保存」も妥当

イ . A「共有物・使用」は妥当 / B「共有物・変更管理保存」は不妥当

ウ . A「共有物・使用」は不妥当 / B「共有物・変更管理保存」は妥当

エ . A「共有物・使用」は不妥当 / B「共有物・変更管理保存」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：2023年施行の共有制度見直しで、持分超過使用の対価義務等が明文化された。 Bの根拠：共有物の意思決定は「変更・管理・保存」の区別が核心で、2023年改正により軽微変更等が整理された。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0059

時効・物権 > 占有・所有・共有 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「共有物・変更管理保存」について、学習メモ「共有物の意思決定は「変更・管理・保存」の区別が核心で、2023年改正により軽微変更等が整理された。」を誤った整理として退ける。
B：論点「共有物・分割」について、学習メモ「共有は暫定的関係とされ、各共有者に広く分割請求権が認められる。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「共有物・変更管理保存」は妥当 / B「共有物・分割」も妥当
イ . A「共有物・変更管理保存」は妥当 / B「共有物・分割」は不妥当
ウ . A「共有物・変更管理保存」は不妥当 / B「共有物・分割」は妥当
エ . A「共有物・変更管理保存」は不妥当 / B「共有物・分割」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：共有物の意思決定は「変更・管理・保存」の区別が核心で、2023年改正により軽微変更等が整理された。 Bの根拠：共有は暫定的関係とされ、各共有者に広く分割請求権が認められる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0060

時効・物権 > 占有・所有・共有 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「共有物・分割」について、学習メモ「共有は暫定的関係とされ、各共有者に広く分割請求権が認められる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「占有権取得」について、学習メモ「占有は事実的支配を基礎とする権利で、所有権とは区別される。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「共有物・分割」は妥当 / B「占有権取得」も妥当
イ . A「共有物・分割」は妥当 / B「占有権取得」は不妥当
ウ . A「共有物・分割」は不妥当 / B「占有権取得」は妥当
エ . A「共有物・分割」は不妥当 / B「占有権取得」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：共有は暫定的関係とされ、各共有者に広く分割請求権が認められる。 Bの根拠：占有は事実的支配を基礎とする権利で、所有権とは区別される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0061

担保・債権総論 > 担保物権 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「留置権・成立」について、学習メモ「留置権は法定担保物権であり、目的物の占有と債権との関連が中心要件となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「留置権・不可分性」について、学習メモ「担保物権の不可分性は、被担保債権の確実な弁済を確保する機能を持つ。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「留置権・成立」は妥当 / B「留置権・不可分性」も妥当
イ．A「留置権・成立」は妥当 / B「留置権・不可分性」は不妥当
ウ．A「留置権・成立」は不妥当 / B「留置権・不可分性」は妥当
エ．A「留置権・成立」は不妥当 / B「留置権・不可分性」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：留置権は法定担保物権であり、目的物の占有と債権との関連が中心要件となる。Bの根拠：担保物権の不可分性は、被担保債権の確実な弁済を確保する機能を持つ。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0062

担保・債権総論 > 担保物権 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「留置権・不可分性」について、学習メモ「担保物権の不可分性は、被担保債権の確実な弁済を確保する機能を持つ。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「留置権・時効」について、学習メモ「担保権を行使していることと、被担保債権の時効管理は別問題である。」を誤った整理として退ける。
ア．A「留置権・不可分性」は妥当 / B「留置権・時効」も妥当
イ．A「留置権・不可分性」は妥当 / B「留置権・時効」は不妥当
ウ．A「留置権・不可分性」は不妥当 / B「留置権・時効」は妥当
エ．A「留置権・不可分性」は不妥当 / B「留置権・時効」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：担保物権の不可分性は、被担保債権の確実な弁済を確保する機能を持つ。Bの根拠：担保権を行使していることと、被担保債権の時効管理は別問題である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0063

担保・債権総論 > 担保物権 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「留置権・時効」について、学習メモ「担保権を行使していることと、被担保債権の時効管理は別問題である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「留置権・占有喪失」について、学習メモ「留置権は占有担保であるため、占有を失えば原則として権利も失う。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「留置権・時効」は妥当 / B「留置権・占有喪失」も妥当
イ．A「留置権・時効」は妥当 / B「留置権・占有喪失」は不妥当
ウ．A「留置権・時効」は不妥当 / B「留置権・占有喪失」は妥当
エ．A「留置権・時効」は不妥当 / B「留置権・占有喪失」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：担保権を行使していることと、被担保債権の時効管理は別問題である。Bの根拠：留置権は占有担保であるため、占有を失えば原則として権利も失う。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0064

担保・債権総論 > 担保物権 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「留置権・占有喪失」について、学習メモ「留置権は占有担保であるため、占有を失えば原則として権利も失う。」を誤った整理として退ける。
B：論点「先取特権・物上代位」について、学習メモ「物上代位では目的物の価値代替物を追及する一方、第三者との関係から差押え要件が置かれている。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「留置権・占有喪失」は妥当 / B「先取特権・物上代位」も妥当
イ．A「留置権・占有喪失」は妥当 / B「先取特権・物上代位」は不妥当
ウ．A「留置権・占有喪失」は不妥当 / B「先取特権・物上代位」は妥当
エ．A「留置権・占有喪失」は不妥当 / B「先取特権・物上代位」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：留置権は占有担保であるため、占有を失えば原則として権利も失う。Bの根拠：物上代位では目的物の価値代替物を追及する一方、第三者との関係から差押え要件が置かれている。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0065

担保・債権総論 > 担保物権 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「先取特権・物上代位」について、学習メモ「物上代位では目的物の価値代替物を追及する一方、第三者との関係から差押え要件が置かれている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「質権・設定」について、学習メモ「質権は留置権と同様に占有を重視する担保物権である。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「先取特権・物上代位」は妥当 / B「質権・設定」も妥当
イ．A「先取特権・物上代位」は妥当 / B「質権・設定」は不妥当
ウ．A「先取特権・物上代位」は不妥当 / B「質権・設定」は妥当
エ．A「先取特権・物上代位」は不妥当 / B「質権・設定」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：物上代位では目的物の価値代替物を追及する一方、第三者との関係から差押え要件が置かれている。 Bの根拠：質権は留置権と同様に占有を重視する担保物権である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0066

担保・債権総論 > 担保物権 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「質権・設定」について、学習メモ「質権は留置権と同様に占有を重視する担保物権である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「質権・占有改定禁止」について、学習メモ「質権の公示機能を確保するため、設定者がそのまま占有し続ける形は原則認められない。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「質権・設定」は妥当 / B「質権・占有改定禁止」も妥当
イ．A「質権・設定」は妥当 / B「質権・占有改定禁止」は不妥当
ウ．A「質権・設定」は不妥当 / B「質権・占有改定禁止」は妥当
エ．A「質権・設定」は不妥当 / B「質権・占有改定禁止」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：質権は留置権と同様に占有を重視する担保物権である。 Bの根拠：質権の公示機能を確保するため、設定者がそのまま占有し続ける形は原則認められない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0067担保・債権総論 > 担保物権 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「質権・占有改定禁止」について、学習メモ「質権の公示機能を確保するため、設定者がそのまま占有し続ける形は原則認められない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「抵当権・基本」について、学習メモ「抵当権は目的不動産の利用を設定者に残しながら担保価値を把握する制度である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「質権・占有改定禁止」は妥当 / B「抵当権・基本」も妥当

イ．A「質権・占有改定禁止」は妥当 / B「抵当権・基本」は不妥当

ウ．A「質権・占有改定禁止」は不妥当 / B「抵当権・基本」は妥当

エ．A「質権・占有改定禁止」は不妥当 / B「抵当権・基本」も不妥当

答え・解説正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：質権の公示機能を確保するため、設定者がそのまま占有し続ける形は原則認められない。 Bの根拠：抵当権は目的不動産の利用を設定者に残しながら担保価値を把握する制度である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0068担保・債権総論 > 担保物権 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「抵当権・基本」について、学習メモ「抵当権は目的不動産の利用を設定者に残しながら担保価値を把握する制度である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「抵当権・順位」について、学習メモ「抵当権の公示・順位は登記制度によって明確化される。」を誤った整理として退ける。

ア．A「抵当権・基本」は妥当 / B「抵当権・順位」も妥当

イ．A「抵当権・基本」は妥当 / B「抵当権・順位」は不妥当

ウ．A「抵当権・基本」は不妥当 / B「抵当権・順位」は妥当

エ．A「抵当権・基本」は不妥当 / B「抵当権・順位」も不妥当

答え・解説正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：抵当権は目的不動産の利用を設定者に残しながら担保価値を把握する制度である。 Bの根拠：抵当権の公示・順位は登記制度によって明確化される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0069

担保・債権総論 > 担保物権 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「**抵当権・順位**」について、学習メモ「**抵当権の公示・順位**は登記制度によって明確化される。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「**抵当権・果実**」について、学習メモ「**抵当権**は通常の利用収益を妨げない一方、不履行後は果実にも担保効力を拡張する。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「**抵当権・順位**」は妥当 / B「**抵当権・果実**」も妥当
イ．A「**抵当権・順位**」は妥当 / B「**抵当権・果実**」は不妥当
ウ．A「**抵当権・順位**」は不妥当 / B「**抵当権・果実**」は妥当
エ．A「**抵当権・順位**」は不妥当 / B「**抵当権・果実**」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：**抵当権の公示・順位**は登記制度によって明確化される。Bの根拠：**抵当権**は通常の利用収益を妨げない一方、不履行後は果実にも担保効力を拡張する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0070

担保・債権総論 > 担保物権 | 難易度：応用

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「**抵当権・果実**」について、学習メモ「**抵当権**は通常の利用収益を妨げない一方、不履行後は果実にも担保効力を拡張する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「**留置権・成立**」について、学習メモ「**留置権**は法定担保物権であり、目的物の占有と債権との関連が中心要件となる。」を誤った整理として退ける。
ア．A「**抵当権・果実**」は妥当 / B「**留置権・成立**」も妥当
イ．A「**抵当権・果実**」は妥当 / B「**留置権・成立**」は不妥当
ウ．A「**抵当権・果実**」は不妥当 / B「**留置権・成立**」は妥当
エ．A「**抵当権・果実**」は不妥当 / B「**留置権・成立**」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：**抵当権**は通常の利用収益を妨げない一方、不履行後は果実にも担保効力を拡張する。Bの根拠：**留置権**は法定担保物権であり、目的物の占有と債権との関連が中心要件となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0071

担保・債権総論 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「履行遅滞・確定期限」について、学習メモ「履行遅滞の起算点は、確定期限・不確定期限・期限なしで異なる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「履行遅滞・不確定期限」について、学習メモ「不確定期限では、債務者が期限到来を把握できない可能性があるため特則がある。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「履行遅滞・確定期限」は妥当 / B「履行遅滞・不確定期限」も妥当

イ . A「履行遅滞・確定期限」は妥当 / B「履行遅滞・不確定期限」は不妥当

ウ . A「履行遅滞・確定期限」は不妥当 / B「履行遅滞・不確定期限」は妥当

エ . A「履行遅滞・確定期限」は不妥当 / B「履行遅滞・不確定期限」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：履行遅滞の起算点は、確定期限・不確定期限・期限なしで異なる。Bの根拠：不確定期限では、債務者が期限到来を把握できない可能性があるため特則がある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0072

担保・債権総論 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「履行遅滞・不確定期限」について、学習メモ「不確定期限では、債務者が期限到来を把握できない可能性があるため特則がある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「履行遅滞・期限なし」について、学習メモ「期限の有無によって履行遅滞の起算点を区別する必要がある。」を誤った整理として退ける。

ア . A「履行遅滞・不確定期限」は妥当 / B「履行遅滞・期限なし」も妥当

イ . A「履行遅滞・不確定期限」は妥当 / B「履行遅滞・期限なし」は不妥当

ウ . A「履行遅滞・不確定期限」は不妥当 / B「履行遅滞・期限なし」は妥当

エ . A「履行遅滞・不確定期限」は不妥当 / B「履行遅滞・期限なし」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：不確定期限では、債務者が期限到来を把握できない可能性があるため特則がある。Bの根拠：期限の有無によって履行遅滞の起算点を区別する必要がある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0073

担保・債権総論 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「履行遅滞・期限なし」について、学習メモ「期限の有無によって履行遅滞の起算点を区別する必要がある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「履行不能」について、学習メモ「現行法は原始的不能を一律無効とせず、履行請求と損害賠償を分けて処理する。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「履行遅滞・期限なし」は妥当 / B「履行不能」も妥当
イ . A「履行遅滞・期限なし」は妥当 / B「履行不能」は不妥当
ウ . A「履行遅滞・期限なし」は不妥当 / B「履行不能」は妥当
エ . A「履行遅滞・期限なし」は不妥当 / B「履行不能」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：期限の有無によって履行遅滞の起算点を区別する必要がある。Bの根拠：現行法は原始的不能を一律無効とせず、履行請求と損害賠償を分けて処理する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0074

担保・債権総論 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「履行不能」について、学習メモ「現行法は原始的不能を一律無効とせず、履行請求と損害賠償を分けて処理する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「415条・帰責事由」について、学習メモ「現行法は帰責事由を契約内容・取引通念との関係で評価することを明文化した。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「履行不能」は妥当 / B「415条・帰責事由」も妥当
イ . A「履行不能」は妥当 / B「415条・帰責事由」は不妥当
ウ . A「履行不能」は不妥当 / B「415条・帰責事由」は妥当
エ . A「履行不能」は不妥当 / B「415条・帰責事由」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：現行法は原始的不能を一律無効とせず、履行請求と損害賠償を分けて処理する。Bの根拠：現行法は帰責事由を契約内容・取引通念との関係で評価することを明文化した。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0075

担保・債権総論 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「415条・帰責事由」について、学習メモ「現行法は帰責事由を契約内容・取引通念との関係で評価することを明文化した。」を誤った整理として退ける。

B：論点「填補賠償」について、学習メモ「履行に代わる賠償は、現実履行と両立しない状態になった場面を中心に認められる。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「415条・帰責事由」は妥当 / B「填補賠償」も妥当

イ . A「415条・帰責事由」は妥当 / B「填補賠償」は不妥当

ウ . A「415条・帰責事由」は不妥当 / B「填補賠償」は妥当

エ . A「415条・帰責事由」は不妥当 / B「填補賠償」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：現行法は帰責事由を契約内容・取引通念との関係で評価することを明文化した。 Bの根拠：履行に代わる賠償は、現実履行と両立しない状態になった場面を中心に認められる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0076

担保・債権総論 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「填補賠償」について、学習メモ「履行に代わる賠償は、現実履行と両立しない状態になった場面を中心に認められる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「損害賠償の範囲」について、学習メモ「損害賠償範囲は因果関係を法的に限定する重要なルールである。」を誤った整理として退ける。

ア . A「填補賠償」は妥当 / B「損害賠償の範囲」も妥当

イ . A「填補賠償」は妥当 / B「損害賠償の範囲」は不妥当

ウ . A「填補賠償」は不妥当 / B「損害賠償の範囲」は妥当

エ . A「填補賠償」は不妥当 / B「損害賠償の範囲」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：履行に代わる賠償は、現実履行と両立しない状態になった場面を中心に認められる。 Bの根拠：損害賠償範囲は因果関係を法的に限定する重要なルールである。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0077

担保・債権総論 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「損害賠償の範囲」について、学習メモ「損害賠償範囲は因果関係を法的に限定する重要なルールである。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「過失相殺」について、学習メモ「損害の公平な分担のため、債権者側の落ち度も考慮される。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「損害賠償の範囲」は妥当 / B「過失相殺」も妥当
イ . A「損害賠償の範囲」は妥当 / B「過失相殺」は不妥当
ウ . A「損害賠償の範囲」は不妥当 / B「過失相殺」は妥当
エ . A「損害賠償の範囲」は不妥当 / B「過失相殺」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：損害賠償範囲は因果関係を法的に限定する重要なルールである。Bの根拠：損害の公平な分担のため、債権者側の落ち度も考慮される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0078

担保・債権総論 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「過失相殺」について、学習メモ「損害の公平な分担のため、債権者側の落ち度も考慮される。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「金銭債務・遅延損害」について、学習メモ「金銭は代替性が高いため、遅延損害について特則が設けられている。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「過失相殺」は妥当 / B「金銭債務・遅延損害」も妥当
イ . A「過失相殺」は妥当 / B「金銭債務・遅延損害」は不妥当
ウ . A「過失相殺」は不妥当 / B「金銭債務・遅延損害」は妥当
エ . A「過失相殺」は不妥当 / B「金銭債務・遅延損害」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：損害の公平な分担のため、債権者側の落ち度も考慮される。Bの根拠：金銭は代替性が高いため、遅延損害について特則が設けられている。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0079担保・債権総論 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「金銭債務・遅延損害」について、学習メモ「金銭は代替性が高いため、遅延損害について特別が設けられている。」を誤った整理として退ける。

B：論点「賠償額の予定」について、学習メモ「賠償額の予定は損害立証を簡易化し、契約リスクを事前に配分する機能を持つ。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「金銭債務・遅延損害」は妥当 / B「賠償額の予定」も妥当

イ．A「金銭債務・遅延損害」は妥当 / B「賠償額の予定」は不妥当

ウ．A「金銭債務・遅延損害」は不妥当 / B「賠償額の予定」は妥当

エ．A「金銭債務・遅延損害」は不妥当 / B「賠償額の予定」も不妥当

答え・解説正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：金銭は代替性が高いため、遅延損害について特別が設けられている。 Bの根拠：賠償額の予定は損害立証を簡易化し、契約リスクを事前に配分する機能を持つ。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0080担保・債権総論 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「賠償額の予定」について、学習メモ「賠償額の予定は損害立証を簡易化し、契約リスクを事前に配分する機能を持つ。」を誤った整理として退ける。

B：論点「履行遅滞・確定期限」について、学習メモ「履行遅滞の起算点は、確定期限・不確定期限・期限なしで異なる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「賠償額の予定」は妥当 / B「履行遅滞・確定期限」も妥当

イ．A「賠償額の予定」は妥当 / B「履行遅滞・確定期限」は不妥当

ウ．A「賠償額の予定」は不妥当 / B「履行遅滞・確定期限」は妥当

エ．A「賠償額の予定」は不妥当 / B「履行遅滞・確定期限」も不妥当

答え・解説正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：賠償額の予定は損害立証を簡易化し、契約リスクを事前に配分する機能を持つ。 Bの根拠：履行遅滞の起算点は、確定期限・不確定期限・期限なしで異なる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0081

担保・債権総論 > 保証・連帯債務・債権譲渡・相殺 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「保証・方式」について、学習メモ「保証は他人の債務を負担する重大な契約であるため、方式要件が置かれている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「保証・範囲」について、学習メモ「保証債務は主債務に附従するため、主債務より重い負担を保証人に課することはできない。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「保証・方式」は妥当 / B「保証・範囲」も妥当
イ．A「保証・方式」は妥当 / B「保証・範囲」は不妥当
ウ．A「保証・方式」は不妥当 / B「保証・範囲」は妥当
エ．A「保証・方式」は不妥当 / B「保証・範囲」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：保証は他人の債務を負担する重大な契約であるため、方式要件が置かれている。 Bの根拠：保証債務は主債務に附従するため、主債務より重い負担を保証人に課することはできない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0082

担保・債権総論 > 保証・連帯債務・債権譲渡・相殺 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「保証・範囲」について、学習メモ「保証債務は主債務に附従するため、主債務より重い負担を保証人に課することはできない。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「連帯保証」について、学習メモ「連帯保証は通常保証より保証人の責任が重い。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「保証・範囲」は妥当 / B「連帯保証」も妥当
イ．A「保証・範囲」は妥当 / B「連帯保証」は不妥当
ウ．A「保証・範囲」は不妥当 / B「連帯保証」は妥当
エ．A「保証・範囲」は不妥当 / B「連帯保証」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：保証債務は主債務に附従するため、主債務より重い負担を保証人に課することはできない。 Bの根拠：連帯保証は通常保証より保証人の責任が重い。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0083

担保・債権総論 > 保証・連帯債務・債権譲渡・相殺 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「連帯保証」について、学習メモ「連帯保証は通常保証より保証人の責任が重い。」を誤った整理として退ける。
B：論点「個人根保証・極度額」について、学習メモ「根保証は将来債務が膨張し得るため、個人保証人保護として極度額が必須である。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「連帯保証」は妥当 / B「個人根保証・極度額」も妥当
イ．A「連帯保証」は妥当 / B「個人根保証・極度額」は不妥当
ウ．A「連帯保証」は不妥当 / B「個人根保証・極度額」は妥当
エ．A「連帯保証」は不妥当 / B「個人根保証・極度額」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：連帯保証は通常保証より保証人の責任が重い。 Bの根拠：根保証は将来債務が膨張し得るため、個人保証人保護として極度額が必須である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0084

担保・債権総論 > 保証・連帯債務・債権譲渡・相殺 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「個人根保証・極度額」について、学習メモ「根保証は将来債務が膨張し得るため、個人保証人保護として極度額が必須である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「連帯債務・相対効」について、学習メモ「連帯債務は各債務の独立性を基礎とし、絶対効事由を限定している。」を誤った整理として退ける。
ア．A「個人根保証・極度額」は妥当 / B「連帯債務・相対効」も妥当
イ．A「個人根保証・極度額」は妥当 / B「連帯債務・相対効」は不妥当
ウ．A「個人根保証・極度額」は不妥当 / B「連帯債務・相対効」は妥当
エ．A「個人根保証・極度額」は不妥当 / B「連帯債務・相対効」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：根保証は将来債務が膨張し得るため、個人保証人保護として極度額が必須である。 Bの根拠：連帯債務は各債務の独立性を基礎とし、絶対効事由を限定している。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0085

担保・債権総論 > 保証・連帯債務・債権譲渡・相殺 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「連帯債務・相対効」について、学習メモ「連帯債務は各債務の独立性を基礎とし、絶対効事由を限定している。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「連帯債務・相殺」について、学習メモ「現行民法では、更改・相殺・混同等限定された事由に絶対効が認められる。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「連帯債務・相対効」は妥当 / B「連帯債務・相殺」も妥当
イ．A「連帯債務・相対効」は妥当 / B「連帯債務・相殺」は不妥当
ウ．A「連帯債務・相対効」は不妥当 / B「連帯債務・相殺」は妥当
エ．A「連帯債務・相対効」は不妥当 / B「連帯債務・相殺」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：連帯債務は各債務の独立性を基礎とし、絶対効事由を限定している。Bの根拠：現行民法では、更改・相殺・混同等限定された事由に絶対効が認められる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0086

担保・債権総論 > 保証・連帯債務・債権譲渡・相殺 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「連帯債務・相殺」について、学習メモ「現行民法では、更改・相殺・混同等限定された事由に絶対効が認められる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「債権譲渡・譲渡制限」について、学習メモ「債権流動化を促進しつつ、譲渡制限を信頼した債務者を別の方法で保護するのが現行法である。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「連帯債務・相殺」は妥当 / B「債権譲渡・譲渡制限」も妥当
イ．A「連帯債務・相殺」は妥当 / B「債権譲渡・譲渡制限」は不妥当
ウ．A「連帯債務・相殺」は不妥当 / B「債権譲渡・譲渡制限」は妥当
エ．A「連帯債務・相殺」は不妥当 / B「債権譲渡・譲渡制限」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：現行民法では、更改・相殺・混同等限定された事由に絶対効が認められる。Bの根拠：債権流動化を促進しつつ、譲渡制限を信頼した債務者を別の方法で保護するのが現行法である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0087担保・債権総論 > 保証・連帯債務・債権譲渡・相殺 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「債権譲渡・譲渡制限」について、学習メモ「債権流動化を促進しつつ、譲渡制限を信頼した債務者を別の方法で保護するのが現行法である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「債権譲渡・対抗要件」について、学習メモ「債権譲渡では「債務者対抗要件」と「第三者対抗要件」を分けて整理する必要がある。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「債権譲渡・譲渡制限」は妥当 / B「債権譲渡・対抗要件」も妥当

イ．A「債権譲渡・譲渡制限」は妥当 / B「債権譲渡・対抗要件」は不妥当

ウ．A「債権譲渡・譲渡制限」は不妥当 / B「債権譲渡・対抗要件」は妥当

エ．A「債権譲渡・譲渡制限」は不妥当 / B「債権譲渡・対抗要件」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：債権流動化を促進しつつ、譲渡制限を信頼した債務者を別の方法で保護するのが現行法である。Bの根拠：債権譲渡では「債務者対抗要件」と「第三者対抗要件」を分けて整理する必要がある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0088担保・債権総論 > 保証・連帯債務・債権譲渡・相殺 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「債権譲渡・対抗要件」について、学習メモ「債権譲渡では「債務者対抗要件」と「第三者対抗要件」を分けて整理する必要がある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「相殺・要件」について、学習メモ「相殺は簡易な決済・担保機能を持つが、法定の相殺適状が必要である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「債権譲渡・対抗要件」は妥当 / B「相殺・要件」も妥当

イ．A「債権譲渡・対抗要件」は妥当 / B「相殺・要件」は不妥当

ウ．A「債権譲渡・対抗要件」は不妥当 / B「相殺・要件」は妥当

エ．A「債権譲渡・対抗要件」は不妥当 / B「相殺・要件」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：債権譲渡では「債務者対抗要件」と「第三者対抗要件」を分けて整理する必要がある。Bの根拠：相殺は簡易な決済・担保機能を持つが、法定の相殺適状が必要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0089

担保・債権総論 > 保証・連帯債務・債権譲渡・相殺 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「相殺・要件」について、学習メモ「相殺は簡易な決済・担保機能を持つが、法定の相殺適状が必要である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「相殺・時効債権」について、学習メモ「相殺適状となった時点で生じた決済への期待を保護するための例外である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「相殺・要件」は妥当 / B「相殺・時効債権」も妥当
イ．A「相殺・要件」は妥当 / B「相殺・時効債権」は不妥当
ウ．A「相殺・要件」は不妥当 / B「相殺・時効債権」は妥当
エ．A「相殺・要件」は不妥当 / B「相殺・時効債権」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：相殺は簡易な決済・担保機能を持つが、法定の相殺適状が必要である。Bの根拠：相殺適状となった時点で生じた決済への期待を保護するための例外である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0090

担保・債権総論 > 保証・連帯債務・債権譲渡・相殺 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「相殺・時効債権」について、学習メモ「相殺適状となった時点で生じた決済への期待を保護するための例外である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「保証・方式」について、学習メモ「保証は他人の債務を負担する重大な契約であるため、方式要件が置かれている。」を誤った整理として退ける。

ア．A「相殺・時効債権」は妥当 / B「保証・方式」も妥当
イ．A「相殺・時効債権」は妥当 / B「保証・方式」は不妥当
ウ．A「相殺・時効債権」は不妥当 / B「保証・方式」は妥当
エ．A「相殺・時効債権」は不妥当 / B「保証・方式」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：相殺適状となった時点で生じた決済への期待を保護するための例外である。Bの根拠：保証は他人の債務を負担する重大な契約であるため、方式要件が置かれている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0091

契約・法定債権 > 契約総論・解除・危険負担 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「契約成立・方式」について、学習メモ「民法は契約方式自由を原則とする。ただし、保証契約など個別に方式が要求される契約は別途確認が必要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「同時履行の抗弁」について、学習メモ「同時履行の抗弁は、双務契約における対価的均衡を確保する制度である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「契約成立・方式」は妥当 / B「同時履行の抗弁」も妥当

イ．A「契約成立・方式」は妥当 / B「同時履行の抗弁」は不妥当

ウ．A「契約成立・方式」は不妥当 / B「同時履行の抗弁」は妥当

エ．A「契約成立・方式」は不妥当 / B「同時履行の抗弁」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：民法は契約方式自由を原則とする。ただし、保証契約など個別に方式が要求される契約は別途確認が必要である。Bの根拠：同時履行の抗弁は、双務契約における対価的均衡を確保する制度である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0092

契約・法定債権 > 契約総論・解除・危険負担 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「同時履行の抗弁」について、学習メモ「同時履行の抗弁は、双務契約における対価的均衡を確保する制度である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「催告解除・軽微性」について、学習メモ「催告解除では「相当期間の催告」と「期間内の不履行」に加え、軽微性の制限を押さえる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「同時履行の抗弁」は妥当 / B「催告解除・軽微性」も妥当

イ．A「同時履行の抗弁」は妥当 / B「催告解除・軽微性」は不妥当

ウ．A「同時履行の抗弁」は不妥当 / B「催告解除・軽微性」は妥当

エ．A「同時履行の抗弁」は不妥当 / B「催告解除・軽微性」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：同時履行の抗弁は、双務契約における対価的均衡を確保する制度である。Bの根拠：催告解除では「相当期間の催告」と「期間内の不履行」に加え、軽微性の制限を押さえる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0093

契約・法定債権 > 契約総論・解除・危険負担 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「催告解除・軽微性」について、学習メモ「催告解除では「相当期間の催告」と「期間内の不履行」に加え、軽微性の制限を押さえる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「無催告解除・履行不能」について、学習メモ「542条の無催告解除は、催告をしても契約目的の実現が期待できない典型場面を定める。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「催告解除・軽微性」は妥当 / B「無催告解除・履行不能」も妥当

イ . A「催告解除・軽微性」は妥当 / B「無催告解除・履行不能」は不妥当

ウ . A「催告解除・軽微性」は不妥当 / B「無催告解除・履行不能」は妥当

エ . A「催告解除・軽微性」は不妥当 / B「無催告解除・履行不能」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：催告解除では「相当期間の催告」と「期間内の不履行」に加え、軽微性の制限を押さえる。Bの根拠：542条の無催告解除は、催告をしても契約目的の実現が期待できない典型場面を定める。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0094

契約・法定債権 > 契約総論・解除・危険負担 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「無催告解除・履行不能」について、学習メモ「542条の無催告解除は、催告をしても契約目的の実現が期待できない典型場面を定める。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「解除・意思表示」について、学習メモ「解除は形成権であり、相手方に対する一方的意思表示で法律関係を変動させる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「無催告解除・履行不能」は妥当 / B「解除・意思表示」も妥当

イ . A「無催告解除・履行不能」は妥当 / B「解除・意思表示」は不妥当

ウ . A「無催告解除・履行不能」は不妥当 / B「解除・意思表示」は妥当

エ . A「無催告解除・履行不能」は不妥当 / B「解除・意思表示」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：542条の無催告解除は、催告をしても契約目的の実現が期待できない典型場面を定める。Bの根拠：解除は形成権であり、相手方に対する一方的意思表示で法律関係を変動させる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0095

契約・法定債権 > 契約総論・解除・危険負担 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「解除・意思表示」について、学習メモ「解除は形成権であり、相手方に対する一方的意思表示で法律関係を変動させる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「解除・原状回復・第三者」について、学習メモ「解除後は当事者間の清算が必要だが、取引安全の観点から一定の第三者は保護される。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「解除・意思表示」は妥当 / B「解除・原状回復・第三者」も妥当

イ．A「解除・意思表示」は妥当 / B「解除・原状回復・第三者」は不妥当

ウ．A「解除・意思表示」は不妥当 / B「解除・原状回復・第三者」は妥当

エ．A「解除・意思表示」は不妥当 / B「解除・原状回復・第三者」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：解除は形成権であり、相手方に対する一方的意思表示で法律関係を変動させる。 Bの根拠：解除後は当事者間の清算が必要だが、取引安全の観点から一定の第三者は保護される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0096

契約・法定債権 > 契約総論・解除・危険負担 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「解除・原状回復・第三者」について、学習メモ「解除後は当事者間の清算が必要だが、取引安全の観点から一定の第三者は保護される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「危険負担・双方無責」について、学習メモ「現行民法の危険負担は、債権者による反対給付の拒絶という形で整理されている。」を誤った整理として退ける。

ア．A「解除・原状回復・第三者」は妥当 / B「危険負担・双方無責」も妥当

イ．A「解除・原状回復・第三者」は妥当 / B「危険負担・双方無責」は不妥当

ウ．A「解除・原状回復・第三者」は不妥当 / B「危険負担・双方無責」は妥当

エ．A「解除・原状回復・第三者」は不妥当 / B「危険負担・双方無責」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：解除後は当事者間の清算が必要だが、取引安全の観点から一定の第三者は保護される。 Bの根拠：現行民法の危険負担は、債権者による反対給付の拒絶という形で整理されている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0097

契約・法定債権 > 契約総論・解除・危険負担 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「危険負担・双方無責」について、学習メモ「現行民法の危険負担は、債権者による反対給付の拒絶という形で整理されている。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「危険負担・債権者帰責」について、学習メモ「危険負担では、履行不能の原因が誰の側にあるかで反対給付の扱いが変わる。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「危険負担・双方無責」は妥当 / B「危険負担・債権者帰責」も妥当

イ . A「危険負担・双方無責」は妥当 / B「危険負担・債権者帰責」は不妥当

ウ . A「危険負担・双方無責」は不妥当 / B「危険負担・債権者帰責」は妥当

エ . A「危険負担・双方無責」は不妥当 / B「危険負担・債権者帰責」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：現行民法の危険負担は、債権者による反対給付の拒絶という形で整理されている。Bの根拠：危険負担では、履行不能の原因が誰の側にあるかで反対給付の扱いが変わる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0098

契約・法定債権 > 契約総論・解除・危険負担 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「危険負担・債権者帰責」について、学習メモ「危険負担では、履行不能の原因が誰の側にあるかで反対給付の扱いが変わる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「解約手付」について、学習メモ「解約手付は、履行着手前に限って当事者に簡易な離脱権を与える。」を誤った整理として退ける。

ア . A「危険負担・債権者帰責」は妥当 / B「解約手付」も妥当

イ . A「危険負担・債権者帰責」は妥当 / B「解約手付」は不妥当

ウ . A「危険負担・債権者帰責」は不妥当 / B「解約手付」は妥当

エ . A「危険負担・債権者帰責」は不妥当 / B「解約手付」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：危険負担では、履行不能の原因が誰の側にあるかで反対給付の扱いが変わる。Bの根拠：解約手付は、履行着手前に限って当事者に簡易な離脱権を与える。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0099

契約・法定債権 > 契約総論・解除・危険負担 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「解約手付」について、学習メモ「解約手付は、履行着手前に限って当事者に簡易な離脱権を与える。」を誤った整理として退ける。
B：論点「解除・損害賠償」について、学習メモ「解除は契約関係を解消する制度、損害賠償は不履行による損失を填補する制度であり、目的が異なる。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「解約手付」は妥当 / B「解除・損害賠償」も妥当
イ . A「解約手付」は妥当 / B「解除・損害賠償」は不妥当
ウ . A「解約手付」は不妥当 / B「解除・損害賠償」は妥当
エ . A「解約手付」は不妥当 / B「解除・損害賠償」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：解約手付は、履行着手前に限って当事者に簡易な離脱権を与える。Bの根拠：解除は契約関係を解消する制度、損害賠償は不履行による損失を填補する制度であり、目的が異なる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0100

契約・法定債権 > 契約総論・解除・危険負担 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「解除・損害賠償」について、学習メモ「解除は契約関係を解消する制度、損害賠償は不履行による損失を填補する制度であり、目的が異なる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「契約成立・方式」について、学習メモ「民法は契約方式自由を原則とする。ただし、保証契約など個別に方式が要求される契約は別途確認が必要である。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「解除・損害賠償」は妥当 / B「契約成立・方式」も妥当
イ . A「解除・損害賠償」は妥当 / B「契約成立・方式」は不妥当
ウ . A「解除・損害賠償」は不妥当 / B「契約成立・方式」は妥当
エ . A「解除・損害賠償」は不妥当 / B「契約成立・方式」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：解除は契約関係を解消する制度、損害賠償は不履行による損失を填補する制度であり、目的が異なる。Bの根拠：民法は契約方式自由を原則とする。ただし、保証契約など個別に方式が要求される契約は別途確認が必要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0101

契約・法定債権 > 売買・賃貸借・請負・委任 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「売買・追完請求」について、学習メモ「契約不適合責任では、追完・代金減額・損害賠償・解除の各制度を区別する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「売買・代金減額」について、学習メモ「代金減額は、まず追完の機会を売主に与えるのが原則だが、追完不能や明確な拒絶など例外もある。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「売買・追完請求」は妥当 / B「売買・代金減額」も妥当

イ．A「売買・追完請求」は妥当 / B「売買・代金減額」は不妥当

ウ．A「売買・追完請求」は不妥当 / B「売買・代金減額」は妥当

エ．A「売買・追完請求」は不妥当 / B「売買・代金減額」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：契約不適合責任では、追完・代金減額・損害賠償・解除の各制度を区別する。Bの根拠：代金減額は、まず追完の機会を売主に与えるのが原則だが、追完不能や明確な拒絶など例外もある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0102

契約・法定債権 > 売買・賃貸借・請負・委任 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「売買・代金減額」について、学習メモ「代金減額は、まず追完の機会を売主に与えるのが原則だが、追完不能や明確な拒絶など例外もある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「売買・通知期間」について、学習メモ「契約不適合責任には一般の消滅時効とは別に、種類・品質について1年の通知ルールがある。」を誤った整理として退ける。

ア．A「売買・代金減額」は妥当 / B「売買・通知期間」も妥当

イ．A「売買・代金減額」は妥当 / B「売買・通知期間」は不妥当

ウ．A「売買・代金減額」は不妥当 / B「売買・通知期間」は妥当

エ．A「売買・代金減額」は不妥当 / B「売買・通知期間」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：代金減額は、まず追完の機会を売主に与えるのが原則だが、追完不能や明確な拒絶など例外もある。Bの根拠：契約不適合責任には一般の消滅時効とは別に、種類・品質について1年の通知ルールがある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0103

契約・法定債権 > 売買・賃貸借・請負・委任 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「売買・通知期間」について、学習メモ「契約不適合責任には一般の消滅時効とは別に、種類・品質について1年の通知ルールがある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「賃貸借・修繕義務」について、学習メモ「賃貸借では、使用収益可能な状態を維持する賃貸人の義務と、賃借人帰責の例外を区別する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「売買・通知期間」は妥当 / B「賃貸借・修繕義務」も妥当

イ．A「売買・通知期間」は妥当 / B「賃貸借・修繕義務」は不妥当

ウ．A「売買・通知期間」は不妥当 / B「賃貸借・修繕義務」は妥当

エ．A「売買・通知期間」は不妥当 / B「賃貸借・修繕義務」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：契約不適合責任には一般の消滅時効とは別に、種類・品質について1年の通知ルールがある。Bの根拠：賃貸借では、使用収益可能な状態を維持する賃貸人の義務と、賃借人帰責の例外を区別する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0104

契約・法定債権 > 売買・賃貸借・請負・委任 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「賃貸借・修繕義務」について、学習メモ「賃貸借では、使用収益可能な状態を維持する賃貸人の義務と、賃借人帰責の例外を区別する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「賃貸借・賃料減額」について、学習メモ「現行民法は一部滅失等による使用不能について「請求により」ではなく当然減額とした点が重要である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「賃貸借・修繕義務」は妥当 / B「賃貸借・賃料減額」も妥当

イ．A「賃貸借・修繕義務」は妥当 / B「賃貸借・賃料減額」は不妥当

ウ．A「賃貸借・修繕義務」は不妥当 / B「賃貸借・賃料減額」は妥当

エ．A「賃貸借・修繕義務」は不妥当 / B「賃貸借・賃料減額」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：賃貸借では、使用収益可能な状態を維持する賃貸人の義務と、賃借人帰責の例外を区別する。Bの根拠：現行民法は一部滅失等による使用不能について「請求により」ではなく当然減額とした点が重要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0105

契約・法定債権 > 売買・賃貸借・請負・委任 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「賃貸借・賃料減額」について、学習メモ「現行民法は一部滅失等による使用不能について「請求により」ではなく当然減額とした点が重要である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「賃貸借・譲渡転貸」について、学習メモ「試験では612条の原則に加え、判例上の信頼関係破壊法理と混同しないことが重要である。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「賃貸借・賃料減額」は妥当 / B「賃貸借・譲渡転貸」も妥当
イ．A「賃貸借・賃料減額」は妥当 / B「賃貸借・譲渡転貸」は不妥当
ウ．A「賃貸借・賃料減額」は不妥当 / B「賃貸借・譲渡転貸」は妥当
エ．A「賃貸借・賃料減額」は不妥当 / B「賃貸借・譲渡転貸」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：現行民法は一部滅失等による使用不能について「請求により」ではなく当然減額とした点が重要である。Bの根拠：試験では612条の原則に加え、判例上の信頼関係破壊法理と混同しないことが重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0106

契約・法定債権 > 売買・賃貸借・請負・委任 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「賃貸借・譲渡転貸」について、学習メモ「試験では612条の原則に加え、判例上の信頼関係破壊法理と混同しないことが重要である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「賃貸借・賃借人修繕」について、学習メモ「賃貸人の修繕義務と、一定の場合に賃借人が自ら修繕できる権限をセットで整理する。」を誤った整理として退ける。
ア．A「賃貸借・譲渡転貸」は妥当 / B「賃貸借・賃借人修繕」も妥当
イ．A「賃貸借・譲渡転貸」は妥当 / B「賃貸借・賃借人修繕」は不妥当
ウ．A「賃貸借・譲渡転貸」は不妥当 / B「賃貸借・賃借人修繕」は妥当
エ．A「賃貸借・譲渡転貸」は不妥当 / B「賃貸借・賃借人修繕」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：試験では612条の原則に加え、判例上の信頼関係破壊法理と混同しないことが重要である。Bの根拠：賃貸人の修繕義務と、一定の場合に賃借人が自ら修繕できる権限をセットで整理する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0107

契約・法定債権 > 売買・賃貸借・請負・委任 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「賃貸借・賃借人修繕」について、学習メモ「賃貸人の修繕義務と、一定の場合に賃借人が自ら修繕できる権限をセットで整理する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「請負・報酬」について、学習メモ「請負は「仕事の完成」を目的とする契約であり、報酬支払時期も完成・引渡しと結び付く。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「賃貸借・賃借人修繕」は妥当 / B「請負・報酬」も妥当

イ．A「賃貸借・賃借人修繕」は妥当 / B「請負・報酬」は不妥当

ウ．A「賃貸借・賃借人修繕」は不妥当 / B「請負・報酬」は妥当

エ．A「賃貸借・賃借人修繕」は不妥当 / B「請負・報酬」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：賃貸人の修繕義務と、一定の場合に賃借人が自ら修繕できる権限をセットで整理する。Bの根拠：請負は「仕事の完成」を目的とする契約であり、報酬支払時期も完成・引渡しと結び付く。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0108

契約・法定債権 > 売買・賃貸借・請負・委任 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「請負・報酬」について、学習メモ「請負は「仕事の完成」を目的とする契約であり、報酬支払時期も完成・引渡しと結び付く。」を誤った整理として退ける。

B：論点「請負・契約不適合」について、学習メモ「原因が注文者側にある場合の責任制限と、請負人の告知義務違反の例外を区別する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「請負・報酬」は妥当 / B「請負・契約不適合」も妥当

イ．A「請負・報酬」は妥当 / B「請負・契約不適合」は不妥当

ウ．A「請負・報酬」は不妥当 / B「請負・契約不適合」は妥当

エ．A「請負・報酬」は不妥当 / B「請負・契約不適合」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：請負は「仕事の完成」を目的とする契約であり、報酬支払時期も完成・引渡しと結び付く。Bの根拠：原因が注文者側にある場合の責任制限と、請負人の告知義務違反の例外を区別する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0109

契約・法定債権 > 売買・賃貸借・請負・委任 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「請負・契約不適合」について、学習メモ「原因が注文者側にある場合の責任制限と、請負人の告知義務違反の例外を区別する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「委任・報酬」について、学習メモ「委任は法律行為の事務処理を委託する契約で、善管注意義務と報酬の特約の有無が頻出論点となる。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「請負・契約不適合」は妥当 / B「委任・報酬」も妥当
イ．A「請負・契約不適合」は妥当 / B「委任・報酬」は不妥当
ウ．A「請負・契約不適合」は不妥当 / B「委任・報酬」は妥当
エ．A「請負・契約不適合」は不妥当 / B「委任・報酬」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：原因が注文者側にある場合の責任制限と、請負人の告知義務違反の例外を区別する。Bの根拠：委任は法律行為の事務処理を委託する契約で、善管注意義務と報酬の特約の有無が頻出論点となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0110

契約・法定債権 > 売買・賃貸借・請負・委任 | 難易度：応用

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「委任・報酬」について、学習メモ「委任は法律行為の事務処理を委託する契約で、善管注意義務と報酬の特約の有無が頻出論点となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「売買・追完請求」について、学習メモ「契約不適合責任では、追完・代金減額・損害賠償・解除の各制度を区別する。」を誤った整理として退ける。
ア．A「委任・報酬」は妥当 / B「売買・追完請求」も妥当
イ．A「委任・報酬」は妥当 / B「売買・追完請求」は不妥当
ウ．A「委任・報酬」は不妥当 / B「売買・追完請求」は妥当
エ．A「委任・報酬」は不妥当 / B「売買・追完請求」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：委任は法律行為の事務処理を委託する契約で、善管注意義務と報酬の特約の有無が頻出論点となる。Bの根拠：契約不適合責任では、追完・代金減額・損害賠償・解除の各制度を区別する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0111

契約・法定債権 > 債権者代位・詐害行為取消・事務管理・不当利得・不法行為 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「債権者代位・期限」について、学習メモ「期限前の保存行為という例外は、債権者代位権の基本問題で問われやすい。」を誤った整理として退ける。

B：論点「債権者代位・対象権利」について、学習メモ「債権者代位権は債務者の財産権を保全する制度で、一身専属的権利には及ばない。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「債権者代位・期限」は妥当 / B「債権者代位・対象権利」も妥当

イ．A「債権者代位・期限」は妥当 / B「債権者代位・対象権利」は不妥当

ウ．A「債権者代位・期限」は不妥当 / B「債権者代位・対象権利」は妥当

エ．A「債権者代位・期限」は不妥当 / B「債権者代位・対象権利」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：期限前の保存行為という例外は、債権者代位権の基本問題で問われやすい。Bの根拠：債権者代位権は債務者の財産権を保全する制度で、一身専属的権利には及ばない。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0112

契約・法定債権 > 債権者代位・詐害行為取消・事務管理・不当利得・不法行為 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「債権者代位・対象権利」について、学習メモ「債権者代位権は債務者の財産権を保全する制度で、一身専属的権利には及ばない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「債権者代位・範囲」について、学習メモ「代位権は債権保全に必要な限度で行使される。」を誤った整理として退ける。

ア．A「債権者代位・対象権利」は妥当 / B「債権者代位・範囲」も妥当

イ．A「債権者代位・対象権利」は妥当 / B「債権者代位・範囲」は不妥当

ウ．A「債権者代位・対象権利」は不妥当 / B「債権者代位・範囲」は妥当

エ．A「債権者代位・対象権利」は不妥当 / B「債権者代位・範囲」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：債権者代位権は債務者の財産権を保全する制度で、一身専属的権利には及ばない。Bの根拠：代位権は債権保全に必要な限度で行使される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0113 契約・法定債権 > 債権者代位・詐害行為取消・事務管理・不当利得・不法行為 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「債権者代位・範囲」について、学習メモ「代位権は債権保全に必要な限度で行使される。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「債権者代位・債務者の処分」について、学習メモ「債権者代位は債務者の権利を「行使」する制度であり、対象権利そのものを債権者へ移転する制度ではない。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「債権者代位・範囲」は妥当 / B「債権者代位・債務者の処分」も妥当
イ．A「債権者代位・範囲」は妥当 / B「債権者代位・債務者の処分」は不妥当
ウ．A「債権者代位・範囲」は不妥当 / B「債権者代位・債務者の処分」は妥当
エ．A「債権者代位・範囲」は不妥当 / B「債権者代位・債務者の処分」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：代位権は債権保全に必要な限度で行使される。Bの根拠：債権者代位は債務者の権利を「行使」する制度であり、対象権利そのものを債権者へ移転する制度ではない。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0114 契約・法定債権 > 債権者代位・詐害行為取消・事務管理・不当利得・不法行為 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「債権者代位・債務者の処分」について、学習メモ「債権者代位は債務者の権利を「行使」する制度であり、対象権利そのものを債権者へ移転する制度ではない。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「詐害行為取消・基本要件」について、学習メモ「詐害行為取消は債務者の責任財産を回復する制度で、債務者・受益者の主観要件を正確に整理する。」を誤った整理として退ける。
ア．A「債権者代位・債務者の処分」は妥当 / B「詐害行為取消・基本要件」も妥当
イ．A「債権者代位・債務者の処分」は妥当 / B「詐害行為取消・基本要件」は不妥当
ウ．A「債権者代位・債務者の処分」は不妥当 / B「詐害行為取消・基本要件」は妥当
エ．A「債権者代位・債務者の処分」は不妥当 / B「詐害行為取消・基本要件」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：債権者代位は債務者の権利を「行使」する制度であり、対象権利そのものを債権者へ移転する制度ではない。Bの根拠：詐害行為取消は債務者の責任財産を回復する制度で、債務者・受益者の主観要件を正確に整理する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0115

契約・法定債権 > 債権者代位・詐害行為取消・事務管理・不当利得・不法行為 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「詐害行為取消・基本要件」について、学習メモ「詐害行為取消は債務者の責任財産を回復する制度で、債務者・受益者の主観要件を正確に整理する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「詐害行為取消・対象」について、学習メモ「責任財産保全制度であるため、純粋な身分行為などには原則として及ばない。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「詐害行為取消・基本要件」は妥当 / B「詐害行為取消・対象」も妥当

イ．A「詐害行為取消・基本要件」は妥当 / B「詐害行為取消・対象」は不妥当

ウ．A「詐害行為取消・基本要件」は不妥当 / B「詐害行為取消・対象」は妥当

エ．A「詐害行為取消・基本要件」は不妥当 / B「詐害行為取消・対象」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：詐害行為取消は債務者の責任財産を回復する制度で、債務者・受益者の主観要件を正確に整理する。 Bの根拠：責任財産保全制度であるため、純粋な身分行為などには原則として及ばない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0116

契約・法定債権 > 債権者代位・詐害行為取消・事務管理・不当利得・不法行為 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「詐害行為取消・対象」について、学習メモ「責任財産保全制度であるため、純粋な身分行為などには原則として及ばない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「事務管理・基本」について、学習メモ「事務管理は契約がなくても成立するが、「他人のため」と本人意思への配慮が重要である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「詐害行為取消・対象」は妥当 / B「事務管理・基本」も妥当

イ．A「詐害行為取消・対象」は妥当 / B「事務管理・基本」は不妥当

ウ．A「詐害行為取消・対象」は不妥当 / B「事務管理・基本」は妥当

エ．A「詐害行為取消・対象」は不妥当 / B「事務管理・基本」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：責任財産保全制度であるため、純粋な身分行為などには原則として及ばない。 Bの根拠：事務管理は契約がなくても成立するが、「他人のため」と本人意思への配慮が重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0117 契約・法定債権 > 債権者代位・詐害行為取消・事務管理・不当利得・不法行為 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「事務管理・基本」について、学習メモ「事務管理は契約がなくても成立するが、「他人のため」と本人意思への配慮が重要である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「不当利得・返還範囲」について、学習メモ「不当利得では「法律上の原因のない受益」「他人の損失」「返還範囲」を整理する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「事務管理・基本」は妥当 / B「不当利得・返還範囲」も妥当
イ . A「事務管理・基本」は妥当 / B「不当利得・返還範囲」は不妥当
ウ . A「事務管理・基本」は不妥当 / B「不当利得・返還範囲」は妥当
エ . A「事務管理・基本」は不妥当 / B「不当利得・返還範囲」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：事務管理は契約がなくても成立するが、「他人のため」と本人意思への配慮が重要である。Bの根拠：不当利得では「法律上の原因のない受益」「他人の損失」「返還範囲」を整理する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0118 契約・法定債権 > 債権者代位・詐害行為取消・事務管理・不当利得・不法行為 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「不当利得・返還範囲」について、学習メモ「不当利得では「法律上の原因のない受益」「他人の損失」「返還範囲」を整理する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「不法行為・一般」について、学習メモ「709条の一般要件と710条の非財産的損害を組み合わせて理解する。」を誤った整理として退ける。

ア . A「不当利得・返還範囲」は妥当 / B「不法行為・一般」も妥当
イ . A「不当利得・返還範囲」は妥当 / B「不法行為・一般」は不妥当
ウ . A「不当利得・返還範囲」は不妥当 / B「不法行為・一般」は妥当
エ . A「不当利得・返還範囲」は不妥当 / B「不法行為・一般」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：不当利得では「法律上の原因のない受益」「他人の損失」「返還範囲」を整理する。Bの根拠：709条の一般要件と710条の非財産的損害を組み合わせて理解する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0119 契約・法定債権 > 債権者代位・詐害行為取消・事務管理・不当利得・不法行為 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「不法行為・一般」について、学習メモ「709条の一般要件と710条の非財産的損害を組み合わせる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「不法行為・消滅時効」について、学習メモ「一般不法行為の3年に対し、生命・身体侵害は被害者保護のため5年に延長される。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「不法行為・一般」は妥当 / B「不法行為・消滅時効」も妥当
イ．A「不法行為・一般」は妥当 / B「不法行為・消滅時効」は不妥当
ウ．A「不法行為・一般」は不妥当 / B「不法行為・消滅時効」は妥当
エ．A「不法行為・一般」は不妥当 / B「不法行為・消滅時効」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：709条の一般要件と710条の非財産的損害を合わせて理解する。Bの根拠：一般不法行為の3年に対し、生命・身体侵害は被害者保護のため5年に延長される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0120 契約・法定債権 > 債権者代位・詐害行為取消・事務管理・不当利得・不法行為 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「不法行為・消滅時効」について、学習メモ「一般不法行為の3年に対し、生命・身体侵害は被害者保護のため5年に延長される。」を誤った整理として退ける。
B：論点「債権者代位・期限」について、学習メモ「期限前の保存行為という例外は、債権者代位権の基本問題で問われやすい。」を誤った整理として退ける。
ア．A「不法行為・消滅時効」は妥当 / B「債権者代位・期限」も妥当
イ．A「不法行為・消滅時効」は妥当 / B「債権者代位・期限」は不妥当
ウ．A「不法行為・消滅時効」は不妥当 / B「債権者代位・期限」は妥当
エ．A「不法行為・消滅時効」は不妥当 / B「債権者代位・期限」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：一般不法行為の3年に対し、生命・身体侵害は被害者保護のため5年に延長される。Bの根拠：期限前の保存行為という例外は、債権者代位権の基本問題で問われやすい。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0121 親族・相続 > 婚姻・親子 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「婚姻・婚姻適齢」について、学習メモ「2022年4月施行の改正により、婚姻適齢は男女とも18歳に統一された。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「婚姻・夫婦の氏」について、学習メモ「行政書士試験では現行法を基準とし、制度改正の議論と現行条文を混同しない。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「婚姻・婚姻適齢」は妥当 / B「婚姻・夫婦の氏」も妥当
イ．A「婚姻・婚姻適齢」は妥当 / B「婚姻・夫婦の氏」は不妥当
ウ．A「婚姻・婚姻適齢」は不妥当 / B「婚姻・夫婦の氏」は妥当
エ．A「婚姻・婚姻適齢」は不妥当 / B「婚姻・夫婦の氏」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：2022年4月施行の改正により、婚姻適齢は男女とも18歳に統一された。 Bの根拠：行政書士試験では現行法を基準とし、制度改正の議論と現行条文を混同しない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0122 親族・相続 > 婚姻・親子 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「婚姻・夫婦の氏」について、学習メモ「行政書士試験では現行法を基準とし、制度改正の議論と現行条文を混同しない。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「婚姻・夫婦の義務」について、学習メモ「婚姻の一般的効力として、同居・協力・扶助を一体で覚える。」を誤った整理として退ける。

ア．A「婚姻・夫婦の氏」は妥当 / B「婚姻・夫婦の義務」も妥当
イ．A「婚姻・夫婦の氏」は妥当 / B「婚姻・夫婦の義務」は不妥当
ウ．A「婚姻・夫婦の氏」は不妥当 / B「婚姻・夫婦の義務」は妥当
エ．A「婚姻・夫婦の氏」は不妥当 / B「婚姻・夫婦の義務」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政書士試験では現行法を基準とし、制度改正の議論と現行条文を混同しない。 Bの根拠：婚姻の一般的効力として、同居・協力・扶助を一体で覚える。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0123

親族・相続 > 婚姻・親子 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「婚姻・夫婦の義務」について、学習メモ「婚姻の一般的効力として、同居・協力・扶助を一体で覚える。」を誤った整理として退ける。
B：論点「婚姻・夫婦財産」について、学習メモ「夫婦財産契約がない通常の場合、民法は夫婦別産制を基本とする。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「婚姻・夫婦の義務」は妥当 / B「婚姻・夫婦財産」も妥当
イ . A「婚姻・夫婦の義務」は妥当 / B「婚姻・夫婦財産」は不妥当
ウ . A「婚姻・夫婦の義務」は不妥当 / B「婚姻・夫婦財産」は妥当
エ . A「婚姻・夫婦の義務」は不妥当 / B「婚姻・夫婦財産」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：婚姻の一般的効力として、同居・協力・扶助を一体で覚える。Bの根拠：夫婦財産契約がない通常の場合、民法は夫婦別産制を基本とする。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0124

親族・相続 > 婚姻・親子 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「婚姻・夫婦財産」について、学習メモ「夫婦財産契約がない通常の場合、民法は夫婦別産制を基本とする。」を誤った整理として退ける。
B：論点「婚姻・再婚禁止期間」について、学習メモ「現行法問題では、旧100日ルールを誤答肢として識別できる必要がある。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「婚姻・夫婦財産」は妥当 / B「婚姻・再婚禁止期間」も妥当
イ . A「婚姻・夫婦財産」は妥当 / B「婚姻・再婚禁止期間」は不妥当
ウ . A「婚姻・夫婦財産」は不妥当 / B「婚姻・再婚禁止期間」は妥当
エ . A「婚姻・夫婦財産」は不妥当 / B「婚姻・再婚禁止期間」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：夫婦財産契約がない通常の場合、民法は夫婦別産制を基本とする。Bの根拠：現行法問題では、旧100日ルールを誤答肢として識別できる必要がある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0125 親族・相続 > 婚姻・親子 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「婚姻・再婚禁止期間」について、学習メモ「現行法問題では、旧100日ルールを誤答肢として識別できる必要がある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「親子・父母の責務」について、学習メモ「2026年改正では、離婚後親権だけでなく、父母の責務そのものが子の利益を中心に明文化された。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「婚姻・再婚禁止期間」は妥当 / B「親子・父母の責務」も妥当
イ . A「婚姻・再婚禁止期間」は妥当 / B「親子・父母の責務」は不妥当
ウ . A「婚姻・再婚禁止期間」は不妥当 / B「親子・父母の責務」は妥当
エ . A「婚姻・再婚禁止期間」は不妥当 / B「親子・父母の責務」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：現行法問題では、旧100日ルールを誤答肢として識別できる必要がある。Bの根拠：2026年改正では、離婚後親権だけでなく、父母の責務そのものが子の利益を中心に明文化された。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0126 親族・相続 > 婚姻・親子 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「親子・父母の責務」について、学習メモ「2026年改正では、離婚後親権だけでなく、父母の責務そのものが子の利益を中心に明文化された。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「親子・離婚後親権」について、学習メモ「共同か単独かは「どちらが原則か」ではなく、子の利益を基準に個別に判断される。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「親子・父母の責務」は妥当 / B「親子・離婚後親権」も妥当
イ . A「親子・父母の責務」は妥当 / B「親子・離婚後親権」は不妥当
ウ . A「親子・父母の責務」は不妥当 / B「親子・離婚後親権」は妥当
エ . A「親子・父母の責務」は不妥当 / B「親子・離婚後親権」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：2026年改正では、離婚後親権だけでなく、父母の責務そのものが子の利益を中心に明文化された。 Bの根拠：共同か単独かは「どちらが原則か」ではなく、子の利益を基準に個別に判断される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0127 親族・相続 > 婚姻・親子 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「親子・離婚後親権」について、学習メモ「共同か単独かは「どちらが原則か」ではなく、子の利益を基準に個別に判断される。」を誤った整理として退ける。
B：論点「親子・単独親権強制」について、学習メモ「共同親権制度はDV・虐待事案まで共同を強制する制度ではなく、子の安全・利益が優先される。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「親子・離婚後親権」は妥当 / B「親子・単独親権強制」も妥当
イ . A「親子・離婚後親権」は妥当 / B「親子・単独親権強制」は不妥当
ウ . A「親子・離婚後親権」は不妥当 / B「親子・単独親権強制」は妥当
エ . A「親子・離婚後親権」は不妥当 / B「親子・単独親権強制」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：共同か単独かは「どちらが原則か」ではなく、子の利益を基準に個別に判断される。Bの根拠：共同親権制度はDV・虐待事案まで共同を強制する制度ではなく、子の安全・利益が優先される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0128 親族・相続 > 婚姻・親子 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「親子・単独親権強制」について、学習メモ「共同親権制度はDV・虐待事案まで共同を強制する制度ではなく、子の安全・利益が優先される。」を誤った整理として退ける。
B：論点「親子・共同親権・急迫」について、学習メモ「緊急医療、DV・虐待からの避難、期限が迫る手続などが公式資料で例示されている。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「親子・単独親権強制」は妥当 / B「親子・共同親権・急迫」も妥当
イ . A「親子・単独親権強制」は妥当 / B「親子・共同親権・急迫」は不妥当
ウ . A「親子・単独親権強制」は不妥当 / B「親子・共同親権・急迫」は妥当
エ . A「親子・単独親権強制」は不妥当 / B「親子・共同親権・急迫」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：共同親権制度はDV・虐待事案まで共同を強制する制度ではなく、子の安全・利益が優先される。Bの根拠：緊急医療、DV・虐待からの避難、期限が迫る手続などが公式資料で例示されている。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0129 親族・相続 > 婚姻・親子 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「親子・共同親権・急迫」について、学習メモ「緊急医療、DV・虐待からの避難、期限が迫る手続などが公式資料で例示されている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「親子・共同親権・日常行為」について、学習メモ「共同親権でも日常生活を停滞させないため、重大な影響のない日常行為は単独行使できる。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「親子・共同親権・急迫」は妥当 / B「親子・共同親権・日常行為」も妥当
イ．A「親子・共同親権・急迫」は妥当 / B「親子・共同親権・日常行為」は不妥当
ウ．A「親子・共同親権・急迫」は不妥当 / B「親子・共同親権・日常行為」は妥当
エ．A「親子・共同親権・急迫」は不妥当 / B「親子・共同親権・日常行為」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：緊急医療、DV・虐待からの避難、期限が迫る手続などが公式資料で例示されている。Bの根拠：共同親権でも日常生活を停滞させないため、重大な影響のない日常行為は単独行使できる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0130 親族・相続 > 婚姻・親子 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「親子・共同親権・日常行為」について、学習メモ「共同親権でも日常生活を停滞させないため、重大な影響のない日常行為は単独行使できる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「婚姻・婚姻適齢」について、学習メモ「2022年4月施行の改正により、婚姻適齢は男女とも18歳に統一された。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「親子・共同親権・日常行為」は妥当 / B「婚姻・婚姻適齢」も妥当
イ．A「親子・共同親権・日常行為」は妥当 / B「婚姻・婚姻適齢」は不妥当
ウ．A「親子・共同親権・日常行為」は不妥当 / B「婚姻・婚姻適齢」は妥当
エ．A「親子・共同親権・日常行為」は不妥当 / B「婚姻・婚姻適齢」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：共同親権でも日常生活を停滞させないため、重大な影響のない日常行為は単独行使できる。Bの根拠：2022年4月施行の改正により、婚姻適齢は男女とも18歳に統一された。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0131 親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「相続・開始」について、学習メモ「相続開始時点は、その後の相続人・相続財産・期間計算の基準となる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「相続・相続順位」について、学習メモ「配偶者と血族相続人の順位を分けて整理するのが基本である。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「相続・開始」は妥当 / B「相続・相続順位」も妥当
イ．A「相続・開始」は妥当 / B「相続・相続順位」は不妥当
ウ．A「相続・開始」は不妥当 / B「相続・相続順位」は妥当
エ．A「相続・開始」は不妥当 / B「相続・相続順位」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：相続開始時点は、その後の相続人・相続財産・期間計算の基準となる。 Bの根拠：配偶者と血族相続人の順位を分けて整理するのが基本である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0132 親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「相続・相続順位」について、学習メモ「配偶者と血族相続人の順位を分けて整理するのが基本である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「相続・代襲相続」について、学習メモ「代襲相続は、先に死亡した子等の系統を一定範囲で承継させる制度である。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「相続・相続順位」は妥当 / B「相続・代襲相続」も妥当
イ．A「相続・相続順位」は妥当 / B「相続・代襲相続」は不妥当
ウ．A「相続・相続順位」は不妥当 / B「相続・代襲相続」は妥当
エ．A「相続・相続順位」は不妥当 / B「相続・代襲相続」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：配偶者と血族相続人の順位を分けて整理するのが基本である。 Bの根拠：代襲相続は、先に死亡した子等の系統を一定範囲で承継させる制度である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0133 親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「相続・代襲相続」について、学習メモ「代襲相続は、先に死亡した子等の系統を一定範囲で承継させる制度である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「相続・法定相続分」について、学習メモ「法定相続分は組合せによって割合が変わるため、配偶者＋子、直系尊属、兄弟姉妹を区別する。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「相続・代襲相続」は妥当 / B「相続・法定相続分」も妥当
イ．A「相続・代襲相続」は妥当 / B「相続・法定相続分」は不妥当
ウ．A「相続・代襲相続」は不妥当 / B「相続・法定相続分」は妥当
エ．A「相続・代襲相続」は不妥当 / B「相続・法定相続分」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：代襲相続は、先に死亡した子等の系統を一定範囲で承継させる制度である。 Bの根拠：法定相続分は組合せによって割合が変わるため、配偶者＋子、直系尊属、兄弟姉妹を区別する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0134 親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「相続・法定相続分」について、学習メモ「法定相続分は組合せによって割合が変わるため、配偶者＋子、直系尊属、兄弟姉妹を区別する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「相続・法定相続分・直系尊属」について、学習メモ「配偶者と直系尊属の組合せでは、配偶者の法定相続分が3分の2となる。」を誤った整理として退ける。
ア．A「相続・法定相続分」は妥当 / B「相続・法定相続分・直系尊属」も妥当
イ．A「相続・法定相続分」は妥当 / B「相続・法定相続分・直系尊属」は不妥当
ウ．A「相続・法定相続分」は不妥当 / B「相続・法定相続分・直系尊属」は妥当
エ．A「相続・法定相続分」は不妥当 / B「相続・法定相続分・直系尊属」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：法定相続分は組合せによって割合が変わるため、配偶者＋子、直系尊属、兄弟姉妹を区別する。 Bの根拠：配偶者と直系尊属の組合せでは、配偶者の法定相続分が3分の2となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0135

親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「相続・法定相続分・直系尊属」について、学習メモ「配偶者と直系尊属の組合せでは、配偶者の法定相続分が3分の2となる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「相続・欠格」について、学習メモ「欠格は法律上当然、廃除は被相続人の意思に基づき家庭裁判所の手続を経る点が大きな違いである。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「相続・法定相続分・直系尊属」は妥当 / B「相続・欠格」も妥当
イ．A「相続・法定相続分・直系尊属」は妥当 / B「相続・欠格」は不妥当
ウ．A「相続・法定相続分・直系尊属」は不妥当 / B「相続・欠格」は妥当
エ．A「相続・法定相続分・直系尊属」は不妥当 / B「相続・欠格」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：配偶者と直系尊属の組合せでは、配偶者の法定相続分が3分の2となる。Bの根拠：欠格は法律上当然、廃除は被相続人の意思に基づき家庭裁判所の手続を経る点が大きな違いである。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0136

親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「相続・欠格」について、学習メモ「欠格は法律上当然、廃除は被相続人の意思に基づき家庭裁判所の手続を経る点が大きな違いである。」を誤った整理として退ける。
B：論点「相続・放棄」について、学習メモ「相続放棄は家庭裁判所への申述を要し、単なる相続人間の合意とは異なる。」を誤った整理として退ける。
ア．A「相続・欠格」は妥当 / B「相続・放棄」も妥当
イ．A「相続・欠格」は妥当 / B「相続・放棄」は不妥当
ウ．A「相続・欠格」は不妥当 / B「相続・放棄」は妥当
エ．A「相続・欠格」は不妥当 / B「相続・放棄」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：欠格は法律上当然、廃除は被相続人の意思に基づき家庭裁判所の手続を経る点が大きな違いである。Bの根拠：相続放棄は家庭裁判所への申述を要し、単なる相続人間の合意とは異なる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0137 親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「相続・放棄」について、学習メモ「相続放棄は家庭裁判所への申述を要し、単なる相続人間の合意とは異なる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「相続・限定承認」について、学習メモ「単純承認・限定承認・放棄の違いに加え、限定承認は共同相続人全員で行う点を押さえる。」を妥当な整理として扱う。

A . A「相続・放棄」は妥当 / B「相続・限定承認」も妥当
イ . A「相続・放棄」は妥当 / B「相続・限定承認」は不妥当
ウ . A「相続・放棄」は不妥当 / B「相続・限定承認」は妥当
エ . A「相続・放棄」は不妥当 / B「相続・限定承認」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：相続放棄は家庭裁判所への申述を要し、単なる相続人間の合意とは異なる。 Bの根拠：単純承認・限定承認・放棄の違いに加え、限定承認は共同相続人全員で行う点を押さえる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0138 親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「相続・限定承認」について、学習メモ「単純承認・限定承認・放棄の違いに加え、限定承認は共同相続人全員で行う点を押さえる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「遺産分割・10年ルール」について、学習メモ「10年ルールは遺産分割の禁止ではなく、具体的相続分を考慮する期間の制限である。」を誤った整理として退ける。

A . A「相続・限定承認」は妥当 / B「遺産分割・10年ルール」も妥当
イ . A「相続・限定承認」は妥当 / B「遺産分割・10年ルール」は不妥当
ウ . A「相続・限定承認」は不妥当 / B「遺産分割・10年ルール」は妥当
エ . A「相続・限定承認」は不妥当 / B「遺産分割・10年ルール」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：単純承認・限定承認・放棄の違いに加え、限定承認は共同相続人全員で行う点を押さえる。 Bの根拠：10年ルールは遺産分割の禁止ではなく、具体的相続分を考慮する期間の制限である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0139 親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「遺産分割・10年ルール」について、学習メモ「10年ルールは遺産分割の禁止ではなく、具体的相続分を考慮する期間の制限である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「遺産分割・効力」について、学習メモ「遡及効と取引安全の調整としての第三者保護をセットで覚える。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「遺産分割・10年ルール」は妥当 / B「遺産分割・効力」も妥当
イ．A「遺産分割・10年ルール」は妥当 / B「遺産分割・効力」は不妥当
ウ．A「遺産分割・10年ルール」は不妥当 / B「遺産分割・効力」は妥当
エ．A「遺産分割・10年ルール」は不妥当 / B「遺産分割・効力」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：10年ルールは遺産分割の禁止ではなく、具体的相続分を考慮する期間の制限である。Bの根拠：遡及効と取引安全の調整としての第三者保護をセットで覚える。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0140 親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「遺産分割・効力」について、学習メモ「遡及効と取引安全の調整としての第三者保護をセットで覚える。」を誤った整理として退ける。
B：論点「相続・配偶者居住権」について、学習メモ「配偶者居住権は所有権とは別個の権利として居住を保護し、遺産配分の選択肢を広げる。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「遺産分割・効力」は妥当 / B「相続・配偶者居住権」も妥当
イ．A「遺産分割・効力」は妥当 / B「相続・配偶者居住権」は不妥当
ウ．A「遺産分割・効力」は不妥当 / B「相続・配偶者居住権」は妥当
エ．A「遺産分割・効力」は不妥当 / B「相続・配偶者居住権」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：遡及効と取引安全の調整としての第三者保護をセットで覚える。Bの根拠：配偶者居住権は所有権とは別個の権利として居住を保護し、遺産配分の選択肢を広げる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0141

親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「相続・配偶者居住権」について、学習メモ「配偶者居住権は所有権とは別個の権利として居住を保護し、遺産配分の選択肢を広げる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「相続・特別寄与」について、学習メモ「寄与分は共同相続人の制度、特別寄与料は相続人以外の一定の親族を対象とする点を区別する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「相続・配偶者居住権」は妥当 / B「相続・特別寄与」も妥当

イ . A「相続・配偶者居住権」は妥当 / B「相続・特別寄与」は不妥当

ウ . A「相続・配偶者居住権」は不妥当 / B「相続・特別寄与」は妥当

エ . A「相続・配偶者居住権」は不妥当 / B「相続・特別寄与」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：配偶者居住権は所有権とは別個の権利として居住を保護し、遺産配分の選択肢を広げる。Bの根拠：寄与分は共同相続人の制度、特別寄与料は相続人以外の一定の親族を対象とする点を区別する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0142

親族・相続 > 相続・遺産分割 | 難易度：応用

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「相続・特別寄与」について、学習メモ「寄与分は共同相続人の制度、特別寄与料は相続人以外の一定の親族を対象とする点を区別する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「相続・開始」について、学習メモ「相続開始時点は、その後の相続人・相続財産・期間計算の基準となる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「相続・特別寄与」は妥当 / B「相続・開始」も妥当

イ . A「相続・特別寄与」は妥当 / B「相続・開始」は不妥当

ウ . A「相続・特別寄与」は不妥当 / B「相続・開始」は妥当

エ . A「相続・特別寄与」は不妥当 / B「相続・開始」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：寄与分は共同相続人の制度、特別寄与料は相続人以外の一定の親族を対象とする点を区別する。Bの根拠：相続開始時点は、その後の相続人・相続財産・期間計算の基準となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0143

親族・相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「遺言・自筆証書」について、学習メモ「行政書士試験は2026年4月1日現在施行法が基準であり、同日後に成立・公布された遺言制度改正は基準外である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「遺言・財産目録」について、学習メモ「自筆証書遺言の方式緩和は「財産目録だけ」であり、本文の全文自書原則と区別する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「遺言・自筆証書」は妥当 / B「遺言・財産目録」も妥当

イ . A「遺言・自筆証書」は妥当 / B「遺言・財産目録」は不妥当

ウ . A「遺言・自筆証書」は不妥当 / B「遺言・財産目録」は妥当

エ . A「遺言・自筆証書」は不妥当 / B「遺言・財産目録」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政書士試験は2026年4月1日現在施行法が基準であり、同日後に成立・公布された遺言制度改正は基準外である。 Bの根拠：自筆証書遺言の方式緩和は「財産目録だけ」であり、本文の全文自書原則と区別する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0144

親族・相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「遺言・財産目録」について、学習メモ「自筆証書遺言の方式緩和は「財産目録だけ」であり、本文の全文自書原則と区別する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「遺言・公正証書」について、学習メモ「自筆証書・公正証書・秘密証書の方式要件を区別することが重要である。」を誤った整理として退ける。

ア . A「遺言・財産目録」は妥当 / B「遺言・公正証書」も妥当

イ . A「遺言・財産目録」は妥当 / B「遺言・公正証書」は不妥当

ウ . A「遺言・財産目録」は不妥当 / B「遺言・公正証書」は妥当

エ . A「遺言・財産目録」は不妥当 / B「遺言・公正証書」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：自筆証書遺言の方式緩和は「財産目録だけ」であり、本文の全文自書原則と区別する。 Bの根拠：自筆証書・公正証書・秘密証書の方式要件を区別することが重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0145

親族・相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「遺言・公正証書」について、学習メモ「自筆証書・公正証書・秘密証書の方式要件を区別することが重要である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「遺言・共同遺言」について、学習メモ「遺言は各人の最終意思を独立して確保する必要があるため、共同遺言が禁止される。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「遺言・公正証書」は妥当 / B「遺言・共同遺言」も妥当

イ．A「遺言・公正証書」は妥当 / B「遺言・共同遺言」は不妥当

ウ．A「遺言・公正証書」は不妥当 / B「遺言・共同遺言」は妥当

エ．A「遺言・公正証書」は不妥当 / B「遺言・共同遺言」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：自筆証書・公正証書・秘密証書の方式要件を区別することが重要である。Bの根拠：遺言は各人の最終意思を独立して確保する必要があるため、共同遺言が禁止される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0146

親族・相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「遺言・共同遺言」について、学習メモ「遺言は各人の最終意思を独立して確保する必要があるため、共同遺言が禁止される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「遺言・撤回」について、学習メモ「遺言は遺言者の最終意思を尊重する制度なので、撤回の自由が保障される。」を誤った整理として退ける。

ア．A「遺言・共同遺言」は妥当 / B「遺言・撤回」も妥当

イ．A「遺言・共同遺言」は妥当 / B「遺言・撤回」は不妥当

ウ．A「遺言・共同遺言」は不妥当 / B「遺言・撤回」は妥当

エ．A「遺言・共同遺言」は不妥当 / B「遺言・撤回」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：遺言は各人の最終意思を独立して確保する必要があるため、共同遺言が禁止される。Bの根拠：遺言は遺言者の最終意思を尊重する制度なので、撤回の自由が保障される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0147

親族・相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「遺言・撤回」について、学習メモ「遺言は遺言者の最終意思を尊重する制度なので、撤回の自由が保障される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「遺留分・権利者」について、学習メモ「遺留分は「総体的割合×各権利者の法定相続分」で個別的遺留分を考える。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「遺言・撤回」は妥当 / B「遺留分・権利者」も妥当

イ . A「遺言・撤回」は妥当 / B「遺留分・権利者」は不妥当

ウ . A「遺言・撤回」は不妥当 / B「遺留分・権利者」は妥当

エ . A「遺言・撤回」は不妥当 / B「遺留分・権利者」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：遺言は遺言者の最終意思を尊重する制度なので、撤回の自由が保障される。 Bの根拠：遺留分は「総体的割合×各権利者の法定相続分」で個別的遺留分を考える。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0148

親族・相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「遺留分・権利者」について、学習メモ「遺留分は「総体的割合×各権利者の法定相続分」で個別的遺留分を考える。」を誤った整理として退ける。

B：論点「遺留分・侵害額請求」について、学習メモ「旧法の遺留分減殺請求による物権的效果から、現行法の金銭請求へ変わった点が重要である。」を誤った整理として退ける。

ア . A「遺留分・権利者」は妥当 / B「遺留分・侵害額請求」も妥当

イ . A「遺留分・権利者」は妥当 / B「遺留分・侵害額請求」は不妥当

ウ . A「遺留分・権利者」は不妥当 / B「遺留分・侵害額請求」は妥当

エ . A「遺留分・権利者」は不妥当 / B「遺留分・侵害額請求」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：遺留分は「総体的割合×各権利者の法定相続分」で個別的遺留分を考える。 Bの根拠：旧法の遺留分減殺請求による物権的效果から、現行法の金銭請求へ変わった点が重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0149 親族・相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「遺留分・侵害額請求」について、学習メモ「旧法の遺留分減殺請求による物権の効果から、現行法の金銭請求へ変わった点が重要である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「遺留分・期間制限」について、学習メモ「遺留分は権利者保護の制度だが、法律関係の早期安定のため短期の期間制限が置かれている。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「遺留分・侵害額請求」は妥当 / B「遺留分・期間制限」も妥当
イ．A「遺留分・侵害額請求」は妥当 / B「遺留分・期間制限」は不妥当
ウ．A「遺留分・侵害額請求」は不妥当 / B「遺留分・期間制限」は妥当
エ．A「遺留分・侵害額請求」は不妥当 / B「遺留分・期間制限」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：旧法の遺留分減殺請求による物権的效果から、現行法の金銭請求へ変わった点が重要である。Bの根拠：遺留分は権利者保護の制度だが、法律関係の早期安定のため短期の期間制限が置かれている。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0150 親族・相続 > 遺言・遺留分 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「遺留分・期間制限」について、学習メモ「遺留分は権利者保護の制度だが、法律関係の早期安定のため短期の期間制限が置かれている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「遺言・自筆証書」について、学習メモ「行政書士試験は2026年4月1日現在施行法が基準であり、同日後に成立・公布された遺言制度改正は基準外である。」を誤った整理として退ける。
ア．A「遺留分・期間制限」は妥当 / B「遺言・自筆証書」も妥当
イ．A「遺留分・期間制限」は妥当 / B「遺言・自筆証書」は不妥当
ウ．A「遺留分・期間制限」は不妥当 / B「遺言・自筆証書」は妥当
エ．A「遺留分・期間制限」は不妥当 / B「遺言・自筆証書」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：遺留分は権利者保護の制度だが、法律関係の早期安定のため短期の期間制限が置かれている。Bの根拠：行政書士試験は2026年4月1日現在施行法が基準であり、同日後に成立・公布された遺言制度改正は基準外である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01